現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 凡例 下線 修正箇所 富山県地域防災計画 富山県地域防災計画 風水害編 · 火災編 · 個別災害編 風水害編 · 火災編 · 個別災害編 平成元年 6月修正 令和 年 月修正 富山県防災会議 富山県防災会議

第一日 域 防 災 計 画 修正案(変更部分のみ記載) 備 考 富山県地域防災計画(風水吉編・火災編・個別災吉編)用語例(1)(解)(2)指定地方行政機関・災害対塞基本法(以下「災対法」という。)第2条第4号で定める行政機関・災害対塞基本法(昭和36 年法律第223 方。)第2条第4号で定める行政機関・次市では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都通所県労働局、地方農政局、森林管理局 経済産業局、産業保安監督部、地方強縮局、地方連輸局、地方資金局、地方強縮局、地方連輸局、地方連輸局、地方資金局、地方動量部、管区気象台及び管区海上保安本部をいう。 次で管区海上保安本部をいう。 と、 世 大 整備局、地方連輪局、地方連輪局、地方域空局、 市 大 企 本部及び地方環境事務所をいう。 と 条編共通であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀ど、大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表						
1 防災関係機関の用語例 (1) (略) (2) 指定地方行政機関:災害対策基本法(以下「災対法」という。)第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県と管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方原の局、維持では、富山県と管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方原の局、維持の運用、地方解信局、地方機関、地方原の局、維持の運用、地方解信局、地方機関、地方所空局、地方所以上,建筑上,大路上的上,建设集合、大路、常是全人、大路、常园、大路、大路、大路、大路、大路、大路、大路、大路、大路、大路、大路、大路、大路、	現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考			
(1) (幣) (2) 指定地方行政機関: 災害対策基本法 (以下「災対法」という。) 第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都 都	富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)用語例						
(1) (幣) (2) 指定地方行政機関: 災害対策基本法 (以下「災対法」という。) 第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地力厚生局、都通府県労働局、地力農 政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地力整備局、地力連輸局、地力連輸局、地力連輸局、地力連輸局、地力連輸局、地力連輸局、地力連輸局、地力連輸局、地力運動量部、管区気象台、管区電上保安監督部、地力整備局、地力連輸局、地力測量部、管区気象台、管区電上保安監督部、地力整備局、地力連輸局、地力測量部、管区気象台、管区電上保安工部之下。 (3) 指定公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行電山事務所、由本部産産部株式会社、日本銀行、西日本部信電話株式会社、田本銀行、西日本部信電話株式会社、大力トバンクモバイル株式会社、大力・バンクモバイル株式会社、大力・バンクモバイル株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、加速能パス株式会社、自本海ガス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加速能パス株式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加速能パス株式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、高のガス株式会社、日本海が大株式会社、高いの風とやま鉄道株式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、同田大株式会社、同本本海が大株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、同田大会社、開始、新聞、別社の第2条第6号で応める公共機関等であり、本計画では、富山地力鉄道株式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、同田本新が大株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、高いの風とやま鉄道様式会社、加速能パス株式会社、日本海が大株式会社、同田大会社、開始、新聞、別社の第2条第6号で応める公共機関等であり、本計画では、富山地力鉄道株式会社、高いの風とやま鉄道株式会社、同田本統会社、加速を記入の東京、大会社、関西、大会社、関西、大会社、大会社、加速格パス株式会社、日本海が大株式会社、同田大会社、開始、大会社、同田本統会社、関連大会社、関西、大会社、関西、大会社、関西、大会社、関西、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社	1 防災関係機関の用語例						
う。)第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄方名管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方連輸局、地方連輸局、地方原生局、都道府県労働局、地方測量部、管区気象台及び管区海上保安本部をいう。 (3)指定公共機関:災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行(海山事務所、西日本旅客鉄道株式会社、日本銀行(西山事務所、西日本旅客鉄道株式会社、中本高速道路株式会社、内中本高速道路株式会社、大大会社、田本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、大大会社、田本など協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、人地、内市電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、大会社の方。 (4)指定地方公共機関:災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、自本が送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、大大会社、アトバンク株式会社、関西電力株式会社、大大会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、会社、関西電力株式会社、会権共通分社、会社、財政部、企業の企業を関する会社、対方の企業を関する会社、対方の企業を関する会社、対方の企業を関する会社、対方の企業を関する会社、対方の関連を表し、会議、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関が、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関する会社、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関、が対方の関大を表し、対方の関、が対方の関大を表し、対方の関する会社、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関係が対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関大を表し、対方の関係が対方の関大を表し、対方の対方の対方の対方の対方の対方の対方の対方の対方の対方の対方の対方の対方の対							
であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保疾監督部、地方避備局、地方運輸局、地方運輸局、地方運輸局、地方運輸局、地方測量部、管区気象台及び管区海上保安本部をいう。 (3) 指定公共機関:災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本顕代末会社、中日本部では、日本現代常出中務所、西日本旅客鉄道株式会社、中日本部の連邦株式会社、株式会社、ガフトバンクモバイル株式会社、日本銀行企工中本高速道路株式会社、中日本部に連構工会社、大力工作、大力工作、大力工作、大力工作、大力工作、大力工作、大力工作、大力工作	(2) 指定地方行政機関:災害対策基本法(以下「災対法」とい	(2) 指定地方行政機関: 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223	〈各編共法	通>			
る管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道所県労働局、地方厚生局、都道所県労働局、地方原生局、都道所県労働局、地方原生局、都道所県労働局、地方原生局、都道所県労働局、地方原生局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方航空局、地方加量部、管区気象台及び管区海上保安本部をいう。 (3) 指定公共機関:災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行高山事務所、独立会社、日本銀行高山事務所、であり、本計画では、日本郵便株式会社、中日本高速道路株式会社、中日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、西日本協信電話株式会社、株式会社、TTド社、大力トベンクモベイル株式会社、日本金社、日本本統合、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、大力トベンクモベイル株式会社、日本海水会社、大力市、会社、日本海、全社、関西電力株式会社、上陸電力が直接機構、北陸電力株式会社、大力市、会社、北、西本統合、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、大力市、会社、北、西本流社、関西電力株式会社、大力市、会社をいう。 (4) 指定地方公共機関:災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会	う。)第2条第4号で定める行政機関	<mark>号。</mark> 以下「災対法」という。)第2条第	記載の遊	直正化			
地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方養殖局、地方運輸局、地方運力工作。 (3)指定公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅名鉄道株式会社、日本銀行、西日本旅名鉄道株式会社、日本銀行、西日本旅名鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社、大工下、日本成送社、土工工作、大力工作、大力工作、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、	であり、本計画では、富山県を管轄す	4号で定める行政機関であり、本計画					
政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方航空局、地方が整備局、地方運輸局、地方整備局、地方運輸局、地方整備局、地方運輸局、地方競倫局、地方競強局、地方原空局、 方整備局、地方環境事務所 医医病上保安本部をいう。 (3) 指定公共機関 であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行富山事務所、西日本旅客	る管区警察局、総合通信局、財務局、	では、富山県を管轄する管区警察局、					
保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方運輸局、地方整備局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空局、地方航空 (3) 指定公共機関、であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行富山事務所、西本旅客鉄道株式会社、日本銀行富山事務所、西本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、共日本銀行、西日本能信電話株式会社、株式会社、四日本電信電話株式会社、株式会社、四日本部、市学社、日本放送協会、独立行政法、日本成送的会、独立行政法、日本市、中学社、日本放送的会、独立行政法、国西電力株式会社、大国市、中华社、日本放送的会、独立行政法、国西電力株式会社、大国市、中华社、日本放送的会、独立行政法、国西電力株式会社、大田本成送的会、独立行政法、国西電力株式会社、大田本成送的会、独立行政法、国西電力株式会社、大田本成送的会、独立行政法、国西電力株式会社、大田本成送的会、独立行政法、国西電力株式会社、大田本成送的会、独立行政法、国西電力体式会社、大田本通運株式会社、関西電力株式会社、大田本成送社、大会社、関西電力株式会社、大路電力送配電株式会社、大会社、関西電力大量電大会社、大会社、関西電力、会社化のため会社をいう。 (4) 指定地方公共機関:災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、加越能バス株式会社、国本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社、田法、日本の社、高岡ガス株式会社、一般社、日法、日本の社、高岡ガス株式会社、一般社、日法、日本の社、高岡ガス株式会社、一般社、日法、日本の社、高岡ガス株式会社、一般社、日法、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、							
地方航空局、地方測量部、管区気象台 及び管区海上保安本部をいう。 (3) 指 定 公 共 機 関:災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行富山事務所、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西古本衛信電話株式会社、株式会社、内日本報告に電話株式会社、株式会社、大田本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、関西電力、会経、関西電力株式会社、大地電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力、大会社、関策、大会社、関係、大会社、関係、大会社、関係、大会社、関係、大会社、関係、大会社、関係、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社							
及び管区海上保安本部をいう。 (3) 指 定 公 共 機 関: 災対法第 2 条第 5 号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本郵便株式会社、日本郵行。西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、株式会社、下 1 中 1 中 2 中 3 中 3 中 3 中 3 中 3 中 3 中 3 中 3 中 3							
(3) 指 定 公 共 機 関: 災対法第 2 条第 5 号で定める公共機関であり、本計画では、日本銀便株式会社、日本銀行富山事務所、西日本店会・社、日本銀行富山事務所、西日本店会・社、日本銀行富山事務所、西日本店会・社、日本銀行富山事務所、西日本店会・社、中日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、株式会社、中日本高速道路株式会社、株式会社、アフトバンク生パイル株式会社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社及び日本通運株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、製力・株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、大会社、財産電力を配電株式会社、製力・大会社、財産電力・大会社、大会社、財産電力・大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、大会社、							
(3) 指 定 公 共 機 関:災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行富山事務所、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社、大型フトバンクモバイル株式会社、日本法、日本法、日本法、日本法、日本法、日本法、日本法、日本法、日本法、日本法	及び管区海上保安本部をいう。						
であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行富山事務所、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、株式会社、中日本高速道路株式会社、株式会社、アフトバンクモバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法、日本本寺十字社、日本放送協会、独立行政法、人国立病院機構、北陸電力株式会社、人国立病院機構、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社及び日本通運株式会社、関西電力株式会社、関西電力大会社をいう。 (4) 指定地方公共機関:災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、同岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会 (4) 指定地方公共機関:災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、同岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会			機関の追	自加			
社、日本銀行 <u>富山事務所</u> 、西日本旅客 鉄道株式会社、中日本高速道路株式会 社、西日本電信電話株式会社、株式会 社、西日本電信電話株式会社、株式会 社、西日本電信電話株式会社、株式会 社、西日本電信電話株式会社、株式会 社、西日本電信電話株式会社、株式会 社、田本成送協会、独立行政法 人国立病院機構、北陸電力株式会社、 関西電力株式会社及び日本通運株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社をいう。 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会 社、田本銀行、西日本旅客鉄道株式会 社、中日本高速道路株式会社、メフトバン ク株式会社、日本布十字社、日本放送 協会、独立行政法人国立病院機構、北 陸電力株式会社、関西電力送 を配電株式会社、関西電力送 をいう。 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会 社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会							
鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本 社、西日本電信電話株式会社、株式会社、 社NTTドコモ、KDDI株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社、日本 赤十字社、日本放送協会、独立行政法 人国立病院機構、北陸電力株式会社、 関西電力株式会社及び日本通運株式会社、関西電力株式会社、関西電力送会社をいう。 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会 社、中日本高速道路株式会社、西日本 電信電話株式会社、株式会社、内本海が入 協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力送配電株式会社、関西電力送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力送協会、独立行政法人国工病院機構、北陸電力送配電株式会社、関西電力送協会、独立行政法人国工病院機構、北陸電力送協会、独立行政法人国工病院機構、北陸電力送協会、独立行政法人国工病院機構、北陸電力送知る社、のとのため会に、関西電力送をいう。 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、かいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会							
社、西日本電信電話株式会社、株式会社、株式会社、大フトバンターディントがより、日本 大子社、日本放送協会、独立行政法人日本 赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、日本市学社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力機工会社、関西電力機工会社、関西電力機工会社、関西電力機工会社、関西電力機工会社、関西電力機工会社、関西電力機工会社、関西電力機工会社、関西電力送。配電株式会社、関西電力送、配電株式会社、関西電力送、配電株式会社、関西電力送、配電株式会社、関西電力送、配電株式会社、関西電力送、配電株式会社、関西電力送、配電株式会社、関西電力、会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、関西電力、大会社、大会社、関西電力、大会社、大会社、関西電力、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に、大会に				_			
社NTTドコモ、KDDI株式会社、 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u> 、日本 赤十字社、日本放送協会、独立行政法 人国立病院機構、北陸電力株式会社、 関西電力株式会社及び日本通運株式 会社をいう。 (4)指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会 社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会 社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会			記載の選	 重正化			
ソフトバンクモバイル株式会社、日本 赤十字社、日本放送協会、独立行政法 人国立病院機構、北陸電力株式会社、 関西電力株式会社及び日本通運株式 会社をいう。 ク株式会社、日本赤十字社、日本放送 協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力送配電株式 会社、関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> 、 会社、関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> をいう。 商号変更のた める、独立行政法人国立病院機構、北陸電力送配電株式会社、 会社、関西電力株式会社、 をいう。 グ社化のためる場場関 等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会			/ 夕 ⁄园 山。	いまく			
赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、 人国立病院機構、北陸電力株式会社、 関西電力株式会社及び日本通運株式 会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社をいう。 (4)指定地方公共機関:災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会 協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力送配電株式会会、各編共通)会社、関西電力株式会社、関西電力株式会社をいう。 (4)指定地方公共機関:災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会							
人国立病院機構、北陸電力株式会社、 関西電力株式会社及び日本通運株式会社、 会社をいう。 (4)指定地方公共機関:災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会				更のに			
関西電力株式会社及び日本通運株式会社、関西電力株式会社、関西電力送会社をいう。 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会				:孟 /			
会社をいう。 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会 配電株式会社及び日本通運株式会社 をいう。 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会							
(4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会 をいう。 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、小加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会))1111LV)/_W)			
(4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会 (4) 指定地方公共機関: 災対法第2条第6号で定める公共機関 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会	ALEV 7°						
等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会 社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会 等であり、本計画では、富山地方鉄道 株式会社、あいの風とやま鉄道株式会 社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会 団法人日本コミュニティーガス協会	(4) 指定地方公共機関・災対法第2条第6号で定める公共機関						
株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会 は、							
社、加越能バス株式会社、日本海ガス 株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会							
株式会社、高岡ガス株式会社、一般社 団法人日本コミュニティーガス協会							
	団法人日本コミュニティーガス協会	団法人日本コミュニティーガス協会					
礼座又前、一叔江凹伝八畠山朱土ルC	北陸支部、一般社団法人富山県エルピ	北陸支部、一般社団法人富山県エルビ					
ーガス協会、一般社団法人富山県トラ	ーガス協会、一般社団法人富山県トラ						
ック協会、北日本放送株式会社、富山	ック協会、北日本放送株式会社、富山	ック協会、北日本放送株式会社、富山					

	各棚	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
テレビ放送株式会社、株式会社チュー	テレビ放送株式会社、株式会社チュー	
リップテレビ、株式会社北日本新聞	リップテレビ、株式会社北日本新聞	
社、 <u>富山新聞社</u> 、富山エフエム放送株	社、株式会社北國新聞社、富山エフエ	〈各編共通〉
式会社、一般社団法人富山県ケーブル	ム放送株式会社、一般社団法人富山県	記載の適正化
テレビ協議会、公益社団法人富山県医	ケーブルテレビ協議会、公益社団法人	
師会、公益社団法人富山県看護協会、	富山県医師会、公益社団法人富山県看	
公益社団法人富山県薬剤師会、一般社	護協会、公益社団法人富山県薬剤師	
団法人富山県歯科医師会、社会福祉法	会、一般社団法人富山県歯科医師会、	
人富山県社会福祉協議会、土地改良区	社会福祉法人富山県社会福祉協議会、	
及び指定水防管理団体をいう。	土地改良区及び指定水防管理団体を	
(m/r)	いう。	
(5) (略)		
$2\sim3$ (略)		
富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)の体系		
総則		
第1節 (略)		
第2節 防災の基本方策		
第 1 (略)		
第2 防災の各段階における基本方策		
1 計画的で周到な災害予防対策		
$(1) \sim (2)$ (略)		
(3) 日常から災害に備えるために、防災意識の高揚、自主防	(3) 日常から災害に備えるために、 <u>過去の災害対応の教訓の</u>	〈各編共通〉
災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的	<u> 共有を図るなど、</u> 防災意識の高揚、自主防災組織の育成強	国防災基本
な研修の実施・充実、要配慮者*1に対する防災上の措置等	化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・	計画の修正
により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研	充実、要配慮者*1に対する防災上の措置等により防災行動	に伴う変更
究を推進する。	力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。	
2~3 (略)		
第3 (略)		
第3節 防災関係機関等の責務		
第 1		

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 (1) 県		
事務又は業務の大綱	事務又は業務の大綱	
1 富山県防災会議に関すること	1 富山県防災会議に関すること	
2 災害対策の組織の整備に関すること	2 災害対策の組織の整備に関すること	
3 <u>災害</u> 予警報等の情報伝達に関すること	3 <u>気象</u> 予警報等の情報伝達に関すること	〈各編共通〉
4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること	4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること	字句修正
5 被災者の救援、救護に関すること	5 被災者の救援、救護に関すること	
6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること	6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること	
7 災害時における交通規制及び輸送確保に関すること	7 災害時における交通規制及び輸送確保に関すること	
8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること	8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること	
9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること	9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること	
10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること	10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること	
11 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること	11 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること	
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること	12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること	
13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること	13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること	
14 被災産業に対する融資等に関すること	14 被災産業に対する融資等に関すること	
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること	15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること	

	現行地域防災計画			修正案(変更部分のみ記載)	備	考
(2) 市町村	···					
	事務又は業務の大綱]		事務又は業務の大綱		
1 市町村防災会議に	- 関すること		1 市町村防災会議に			
2 災害対策の組織の	整備に関すること		2 災害対策の組織の	整備に関すること		
3 <u>災害</u> 予警報等の情	青報伝達に関すること		3 <u>気象</u> 予警報等の情	報伝達に関すること	〈各編井	は通〉
4 防災行政無線等情	青報伝達システムの整備に関すること		4 防災行政無線等情	報伝達システムの整備に関すること	字句修	正
5 避難の勧告、指示	等に関すること		5 避難の勧告、指示	等に関すること		
6 被災状況の情報収	2集、伝達及び広報・広聴に関すること		6 被災状況の情報収	集、伝達及び広報・広聴に関すること		
7 被災者の救助、救	変護に関すること		7 被災者の救助、救	護に関すること		
8 災害時における緊	※急交通路及び輸送の確保に関すること		8 災害時における緊	急交通路及び輸送の確保に関すること		
9 消防活動及び水防	5対策に関すること		9 消防活動及び水防	対策に関すること		
10 水道事業の災害対	け策に関すること		10 水道事業の災害対	策に関すること		
11 児童、生徒に対す	る応急教育に関すること		11 児童、生徒に対す	る応急教育に関すること		
12 公共土木施設及び	ド農業用施設に対する応急措置に関すること		12 公共土木施設及び	農業用施設に対する応急措置に関すること		
13 浸水、土砂崩れに	こ対する応急措置に関すること		13 浸水、土砂崩れに	対する応急措置に関すること		
14 飲料水、食料、医	三薬品、生活必需品の備蓄に関すること		14 飲料水、食料、医	薬品、生活必需品の備蓄に関すること		
15 災害救援ボランテ	- ィアの受入調整等に関すること		15 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること			
16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること			16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること			
17 要配慮者の避難支	を接に関すること		17 要配慮者の避難支援に関すること			
(3)指定: (略) 国土地理院 北陸地方測量部	地方行政機関 1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・		(略) 国土地理院 北陸地方測量部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・	〈地、風 地方行。 の追加	
(追加)	公共機関		中部地方環境 事務所	助言 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 災害時における廃棄物に関すること		

	現行地域防災計画			修正案(変更部分のみ記載)	備考
(略)	<u>л п ~ у р у п п</u>	П	(略)		
中日本高速道路株式会社金沢支社	1 北陸自動車道(木之本IC〜朝日IC) <u>及び</u> 東海 北陸自動車道(白川郷IC〜小矢部砺波JCT)の 維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復 旧に関すること		中日本高速道路株式会社金沢支社	1 北陸自動車道(木之本IC〜朝日IC) <u></u> 東海北陸 自動車道(白川郷IC〜小矢部砺波JCT) <u>及び舞鶴</u> 若狭自動車道(敦賀JCT〜小浜IC)の維持、管理、 修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること	〈地、風、雪〉字句追加
西日本電信電 話株式会社 株式会社NT Tドコモ北陸 支社 KDD I 株式 会社 ソフトバンク モバイル株式	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧 に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること		西日本電信電 話株式会社 株式会社NT Tドコモ北陸 支社 KDDI株式 会社 <u>ソフトバンク</u> 株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧 に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	〈各編共通〉 商号変更のた
<u>会社</u> (略)		•	(略)		8
北陸電力 株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること2 災害時における電力供給の確保に関すること		北陸電力 株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること	
(追加)			北陸電力送配 電株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関 すること 2 災害時における電力供給に関すること	〈各編共通〉 分社化のため
関西電力 株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること		関西電力 株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	
<u>(追加)</u>			関西電力送配 電株式会社 北陸電力本部	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	〈各編共通〉 分社化のため
(略)	恪)		(略)		

宫山县地梯胜《韩南〈国水宝短、水巡短、烟则巡宝短〉东口封昭丰

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表					
現 彳	f 地 域 防 災 計 画	修正	案 (変更部分のみ記載)	備	考
(6) 指定地方公	共機関等				
(略)		(略)			
報道機関	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報	報道機関	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報		
【北日本放送㈱	等の周知徹底に関すること	北日本放送㈱	等の周知徹底に関すること		
富山テレビ放送㈱	2 災害時における情報、応急対策等の周知徹	富山テレビ放送㈱	2 災害時における情報、応急対策等の周知徹	〈各編共社	_
	底に関すること		底に関すること	表記を紛	七一す
㈱北日本新聞社		㈱北日本新聞社		るため学	三句修
富山新聞社		<u> </u>		正	
富山エフエム放送㈱		富山エフエム放送㈱			
(一社)富山県ケーブルテレビ協議会		(一社)富山県ケーブルテレビ協議会			
(略)		(略)			
2 (略)					
第3 (略)					
第4節 県内の地形	・気象と災害				
第1 (略)					
第2 社会環境の変					
	が、地盤等の自然条件に起因するものに加え		形、地盤等の自然条件に起因するものに加え		
	ど等の社会的条件によっても被害が拡大する		比等の社会的条件によっても被害が拡大する		
おそれがある。		おそれがある。			
	会的災害要因としては、主として次のような		ずるような変化については、十分な対応を図	字句修正	:
点が指摘されている。	<u>) </u>	ることが肝要である。			
1 都市化の発展	S. Missing and D. Lederlei, S. S. Sandali, and D.	1 都市構造の変	<u>. </u>	県地域防	
	に伴って、 <mark>既成市街地における</mark> 建物の高層		に伴って、建物の高層化、密集化が進行する		
	テナる一方、旧市街地の一部では老朽化が進	-	の一部では老朽化が進んでおり、こうした状		îわせ
•	た状況は、災害時における被災人口の増大、		おける被災人口の増大、火災の多発、延焼地	た修正	
	の拡大等、被害拡大の社会的要因となってい	域の拡大等、被	害拡大の社会的要因となっている。		
る。 (11/2)					
$2 \sim 5$ (略)			知上さいまたとけ(()	7.友婦.!!!	5 7 .\
(追加)			<u>観点を取り入れた防災</u> イルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・	〈各編共社	_
		<u> </u>	イルス感染症の感染拡入を踏まれ、ホテル・ 人宅、安全な自宅などに分散して避難するこ	国防災基	
			八七、女生な自七なとに分散して避難する <u>こ</u> 平時からの周知・広報や、避難所における避	画の修正	- (〜1千
			平時からの同知・仏報や、避難所における避 など感染症対策の観点を取り入れた防災対	フ変史	
		策を推進する必			
一年の 塩土の土た※	±	水で形形とると	女 パ゚(メ) '。) _		

第3 過去の主な災害

	現行地域	防災計画		14111 7 (7 (1411)		部分のみ記載)	備	考
1 風水害	<u> </u>	DA NO HI I			レース(久入	PIPON - 1/ HE TON/	MIIA	<u>,</u>
(1)台	風		_		,			
(略)				(略)				
S 29. 9.26	<洞爺丸台風>	(略)		S 29. 9.26	<洞爺丸台風>	(略)		
(1954)	強風・波浪	· 死者 1 名、負傷者29名、住家全壊	((1954)	強風・波浪	・死者1名、負傷者29名、住家全壊		
		37棟、 <u>同半壊18、棟など</u> 。				37棟、 <u>同半壊18棟など</u> 。	字句修	正
(m\(\pi\)		(略)	┨┃┣	/m&\		(略)		
(略) S 40. 9.10	<台風23号>	(略)	┪╽┢	(略) S40. 9.10	て 4 国 佐 0 2 日 2	(略)		
(1965)	く 台風 2 3 方 / 単風	(中台)		(1965)	<台風 <mark>第</mark> 23号> 強風	(中台)	字句修	正
S 40. 9.17~	^{短風} <台風24号>	(略)	JIL	S40. 9.17~	** "	(略)		
		(中台)			<台風 <u>第</u> 24号>	(中台)		
18(1965) S 42.10.27	大雨・強風・波浪 <台風34号>	(略)		18(1965) S 42.10.27	大雨・強風・波浪 <台風 第 34号>	(略)		
~28 (1967)	大雨・強風・波浪	(四台)		\sim 28 (1967)		(四台)		
S 47. 9.17	<台風20号>	(略)	4 I 🛌	S 47. 9.17	 < 台風 第 20号>	(略)		
$\sim 20(1972)$	強風・波浪	(μ 台 <i>)</i>		\sim 20(1972)	へら風 <u>男</u> 20号/ 強風・波浪	(単台)		
S 54. 9. 4	対域	(略)		S 54. 9. 4	一弦風・仮仮 <台風 <mark>第</mark> 12号>	(略)		
(1979)	強風	(単位)		(1979)	〜 □風 <u>男</u> I 2 タ <i>ノ</i> 強風	(単位)		
S 54. 9.30	 <台風16号>	(略)		S 54. 9.30	 <台風 第 16号>	(略)		
\sim 10.1(1979)	大雨	(平日)		\sim 10.1(1979)	大雨	(単位)		
S 57. 8. 2	<台風10号>	(略)		S 57. 8. 2		(略)		
(1982)	大雨・強風・波浪	(中日)		(1982)	大雨・強風・波浪	(#ff)		
H 2. 9.19	<台風19号>	(略)	_	H 2. 9.19	<台風 第 19号>	(略)		
~20(1990)	大雨・波浪	(VII)		~20(1990)	大雨・波浪	(VII)		
Н3.9.27	<台風19号>	(略)		H 3 . 9.27	<台風 <u>第</u> 19号>	(略)	字句修	正
~28(1991)	強風			~28(1991)	強風		, ,,,,,	
H16. 10.20	<台風23号>	(略)		H16. 10.20	<台風 <u>第</u> 23号>	(略)		
\sim 21(2004)	大雨・強風・波浪			\sim 21(2004)	大雨・強風・波浪			
	雨		, _					
(略)			\Box	(略)				
H 7 . 7. 2	(略)	1		H 7 . 7. 2	(略)		,	
~22 (1995)		ては、県東部の山沿いで総降水量10		\sim 22 (1995)		けては、県東部の山沿いで総降水量	字句修	正
		iとなった。大山町でがけ崩れが発生 i路22箇所、河川14箇所、砂防4箇所				:雨となった。大山町でがけ崩れが発 道路22箇所、河川14箇所、砂防4箇		
	で被害。	四22回刀、門川堆回刀、7岁月4回刀			所で被害。			
	(略)				(略)			

	現行地	1 域 防 災 計 画			修正案(変更部分のみ記載)	備	考
(略)				(略)				
(3)波	浪		_					
(略)				(略)				
S 30. 2. 20	(略)			30. 2. 20	(略)		字句修正	E
(1955)	壊105 など	易者 1、床下浸水30、非住家全壊13、同半 。		955)	<u>棟</u> 、同半壊1	負傷者1 <mark>名</mark> 、床下浸水30 <mark>棟</mark> 、非住家全壊13 05 <mark>棟</mark> など。		
S 38. 1. 7	(略)			38. 1. 7	(略)			
(1963)	負傷者4、信8、堤防決壊 (略)	主家全半壊19、床上浸水149、床下浸水9 [121箇所。	(19	963)		住家全半壊19 <mark>棟</mark> 、床上浸水149 <mark>棟</mark> 、床下 是防決壊121箇所。		
S 45. 2. 1	(略)		S	45. 2. 1	(略)			
\sim 2 (1970)		主家半壊18、床上浸水236、床下浸水156、	$ \sim$	2 (1970)		住家半壊18棟、床上浸水236棟、床下浸		
	非任豕干壌」 壊18 など。	07、船舶流失8、田畑冠水186ha、堤防決				住家半壊107 <u>棟</u> 、船舶流失8 <mark>隻</mark> 、田畑冠水 決壊18 <mark>箇所</mark> など。		
(略)				(略)				
H 1.11 . 1	(略)			1.11.1	(略)			
$\sim 2 (1989)$	宮崎漁港では能となった。	は、2、000 <u>m 3</u> の砂が港内に堆積し航行不	$ \sim$	2 (1989)	・宮崎漁港ではとなった。	は、2、000 <u>m</u> の砂が港内に堆積し航行不能		
H 3.2.16	(略)			3.2.16	(略)			
$\sim 17(1991)$	せて39箇所で	下浸水7、護岸、離岸堤、防波堤等で合わで欠所、沈下などの被害。又、漁網の損 関傷、漁業施設の破損多数。	$ \sim$	17(1991)	合わせて39億	末下浸水7 <mark>棟</mark> 、護岸、離岸堤、防波堤等で 箇所で欠所、沈下などの被害。又、漁網の り損傷、漁業施設の破損多数。		
(略)	表、/忠师V/1	貝勝、偲耒旭餀が城頂多級。	.	(略)	頂塚、偲和*	グ損勝、偲耒旭故♥グ収損多数。		
(4)地域	ーベ N			(四分)				
(略)	• • •		1	(略)				
Н 7. 1 24	氷見市	・長さ約260m、幅約200m、下方移動50mの	Н	7. 1 24	氷見市	・長さ約260m、幅約200m、下方移動50mの		
(1995)	一刎地内	地すべり。規模は約5ha、全体の移動	1 1 1	995)	一刎地内	地すべり。規模は約5ha、全体の移動		
		量は100万 <mark>m 3</mark> と推定。		,	· ·	量は100万 <u>m</u> ²と推定。	字句修正	F
		(略)				(略)	1 1001	_
(略)				(略)				
2 (略)								
風水害編								
第1章 災害	肾予防対策							
第1節 風力	(害に強い県土	こづくり						
1	R全事業							
1 山地伊	R全施設の整備	前(中部森林管理局、北陸地方整備局、						

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表							
	現行地域防災計画			修正案(変更部分のみ記載)		備	考
県農林水	産部、県土木部)						
(1) 砂防	事業						
ア 荒廃	の著しい水源地帯からの土砂流出を防止	し、下流域	,,,	二著しい水源地帯からの土砂流出を防止	. , , , .		
., .	、土砂氾濫等の災害防止を目的とする砂	坊えん堤、	., .	土砂氾濫等の災害防止を目的とする砂	防えん堤、		
	、流水対策工等砂防施設の整備		<u> 溪流保全</u>	工、流木対策工等砂防施設の整備		字句修	泟
` ,	3) (略)						
(4) 治山							
ア~ウ	(略)	T					
計画項目	主な事業内容	事業主体	計画項目	主な事業内容	事業主体		
山地保全の促進	○砂防事業	玉	山地保全の促進	○砂防事業	玉		
	砂防えん堤、護岸工等			砂防えん堤、渓流保全工等		字句修	÷7 E
	○地すべり防止対策事業	県		○地すべり防止対策事業	県	子可修	٠ـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ
	ボーリング工、排水路工、集水井工等			ボーリング工、排水路工、集水井工等			
	○急傾斜地崩壊対策事業	市町村		○急傾斜地崩壊対策事業	市町村		
	擁壁工、法覆工等			擁壁工、 <u>法面工</u> 等			
	○治山事業			○治山事業			
	治山ダム、土留工、植栽工、階段工、集水井工等			治山ダム、土留工、植栽工、階段工、集水井工等	等		
	○保安林の指定			○保安林の指定			
国、県及びするため、治力	2 (略) 第2 河川等整備事業 (北陸地方整備局、県土木部、市町村) 国、県及び市町村は、洪水及び異常潮位による河川災害を防止 するため、治水ダム等を建設するとともに、堤防護岸等を整備し、 併せて河積 (河水の流下可能容量) の拡大を図るものとする。						
	地域では、水害実績等を踏まえ、流域内		また 気候	変動による水害の激甚化・頻発化を踏ま	: ラ あらゆ	国の「治	流域沿
	水道、内水域等それぞれの水害規模、影響			働して流域全体で行う「流域治水」に 多		水」へ	
	流域全体の河川、下水道の管理者等が連携				3 - > 3 - >	にあわ	
	普及促進等)し、総合的な治水対策に努					正	_,_,
(略)			(略)				
○海	川改修事業	玉	○}F	川改修事業	玉		
	河川整備率 22 年度 54.9%	県		河川整備率 22 年度 54.9%	県		
	→ <u>29</u> 年度 56.5%	市町村		→ <u>元</u> 年度 <u>56.7%</u>	市町村	時点修正	正
	全事業(北陸地方整備局、県農林水産部、	県土木部、					
関係市町)						

光 门 地 墩 的 火 町 画
国及び県は、高潮・波浪等による被害から海岸を防護するとと
もに、海岸環境を整備し、国土の保全に資するため、粘り強い構
造の堤防・護岸及び根固工、消波工、消波堤、離岸堤、人工リー
フの新設補強 を推進するものとする。また、既存施設の風水害に
対する安全性を確保するため、適切な維持管理を行うものとす
3.

租 行 地 域 防 災 計 画

第4 港湾整備事業(北陸地方整備局、県土木部)

国及び県は、産業活動上重要な使命を果たしている港湾を高 潮・波浪等による被害から防護するため、防波堤・護岸等の外か く施設の整備を推進するものとする。

(追加)

(略)

第5 (略)

第6 道路等整備事業(北陸地方整備局、県土木部、市町村)

国及び県等は、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路 網等の整備を推進するものとする。

		
計画項目	主 な 事 業 内 容	事業主体
道路網等の	○国道の整備(国直轄事業)	玉
整備	・バイパスの整備、拡幅整	
	備、局部改良等	
	国道8号、41号、156号、16	
	0号 <u>、359号(権限代行)</u> 、4	
	70号(能越自動車道)	
	○県管理国道、県道の整備	県
	・道路改良の推進	
	・災害防除事業の推進	
	・ 道路緑化の推進	
	・ 交通混雑箇所の解消	
	○市町村道の整備	市町村
	・道路改良の推進等	
	(追加)	(追加)_

国及び県は、「寄り回り波」や冬期風浪等による高波災害など から背後地域の生命と財産を守るため、堤防や護岸、沖合施設等 の海岸保全施設の整備を推進するものとする。また、既存施設の 風水害に対する安全性を確保するため、適切な維持管理を行うも のとする。

修正案 (変更部分のみ記載)

国及び県は、産業活動上重要な使命を果たしている港湾を高 潮・波浪等による被害から防護するため、防波堤・護岸等の外か く施設の整備を推進するものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の 補強を推進するものとする。

第6 道路等整備事業(北陸地方整備局、県土木部、市町村、中 日本高速道路(株))

国及び県等は、道路改良事業、道路災害防除事業等により道路 網等の整備を推進するものとする。

州寺の金浦で	圧進するものとする。		
計画項目	主 な 事 業 内 容	事業主体	
道路網等の	○国道の整備(国直轄事業)	国	
整備	・バイパスの整備、拡幅整		
	備、局部改良等		
	国道8号、41号、156号、16		
	0号、470号(能越自動車道)		R1 年度
			号砺波
	○県管理国道、県道の整備	県	パス開
	・道路改良の推進		う削除
	・災害防除事業の推進		
	・ 道路緑化の推進		
	・交通混雑箇所の解消		
	○市町村道の整備	市町村	
	・ 道路改良の推進等		
	○高速自動車国道の整備	中日本高速道路(株)	実情に
	• 付加車線設置、4 車線化		変更
	東海北陸自動車道		

表記の統一に よる修正

考

実情に応じた

国防災基本計

画の修正に伴

う変更

変更

隻に 359 東バイ 通に伴

応じた

	〈害編・火災編・個別災害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(資料「6-1-1 県内道路整備状況」)	(資料「6-1-1 県内道路整備状況」)	
第7 (略)		
第8 空港施設等 <mark>整備</mark> 事業	第8 空港施設等 <u>管理</u> 事業	字句修正
1 施設管理(北陸地方整備局)	1 施設管理(北陸地方整備局、県観光・交通振興局)	実情に応じた
(1) (略)		変更
(2)洪水時には、GSE 置場を <mark>定期便</mark> の緊急避難用エプロンと	(2)洪水時には、GSE 置場を <mark>航空機</mark> の緊急避難用エプロンと	
して使用できるように、整備するものとする。	して使用できるように、整備するものとする。	県機構改革に
2 工作物の円滑な撤去(<mark>県総合政策局</mark> 、各関係機関)	2 工作物の円滑な撤去(<mark>県観光・交通振興局</mark> 、各関係機関)	伴う変更
$(1) \sim (3)$ (B)		
第9 鉄道施設等整備事業		地鉄との合併
		によりライト
2 富山地方鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)、加越能バス (***)		レール削除
ス(株)、万葉線(株) <u>、富山ライトレール(株)</u> 第9第一〇字を開始なる子は世界	ス(株)、万葉線(株)	
第2節 災害危険地域の予防措置 第1 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険		
第一 工石派危険決派、地タイツ危険固別及び忠慎料地朋象危険 箇所		
1 土砂災害危険箇所の予防措置(県農林水産部、県土木部、		
市町村)		
(1) 県の措置		
ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の	ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に	
推進に関する法律」に基づき、危険箇所について調査、	関する法律」に基づき、危険箇所について調査、研究を実施	
研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資		字句修正
料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供する。	の資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供する。	
また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を	また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表	
公表するものとする。	するものとする。	
イ~エ (略)		
オ 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ず		
る。		
(ア) (略)		
(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制		
(1) (m/s)	(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安	国防災基本語
$(\dot{p}) \sim (\Xi)$ (略)	全確保の推進	画に修正に作
(2) (略)		う変更
第2 (略)		

現行地域防災計画

修正案 (変更部分のみ記載)

第3 防災重点ため池(県農林水産部、市町村、土地改良区)

備考

第3 防災重点ため池<mark>及び老朽ため池</mark>(県農林水産部、市町村、 土地改良区)

- 1 県及び市町村等は、防災重点ため池及び老朽ため池について調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。
- 2 県は、農村地域防災減災事業<u>により</u>防災重点ため池<u>及び老</u> <u>朽ため池の危険箇所</u>の整備を推進するものとする。
- 3 (略)
- 4 市町村は、防災重点ため池について、当該市町村の地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。(資料「3-15 <mark>老朽</mark>ため池危険箇所」)

第4 重要水防箇所及び浸水想定区域

- 1 (略)
- 2 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成 (北陸地方整備局、県土木部、市町村)
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(追加)

1 県及び市町村等は、防災重点ため池について調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。

- 2 県は、農村地域防災減災事業<u>等を活用し</u>防災重点ため池の 危険箇所の整備を<mark>優先的に</mark>推進するものとする。
- 3 (略)
- 4 市町村は、防災重点ため池について、当該市町村の地域防 災計画に位置付けるとともに、ハザードマップ等を作成し、 住民に周知するものとする。(資料「3-15 <u>防災重点</u>ため 池危険箇所」)

(5) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、緊急避難場所、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民、滞在者その他の者に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路について、冠水する想定がされていないか住民等に確認を促すよう</u>努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する 地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとる べき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める とともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要が ないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢と してあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」 すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に 努めるものとする。 国による防災 重点ため池の 選定要件見直 しに伴う変更

国防災基本計 画に修正に伴 う変更

 $(6) \sim (8)$ (略)

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
3 (略)		νпэ	<u></u>
第5 (略)			
第3節 ライフライン施設等の安全性強化			
第1 ライフライン施設の安全性強化 (略)			
また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に			
努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報			
連絡体制を強化する。		〈各編共通	<u>á</u> >
(追加)	さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を	国防災基	, , , , ,
	図るため、多様なライフライン機関を一堂に会しての連携体制の	画の修正	に伴
	<u>確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるもの</u> とする。	う変更	
1 電力施設における災害予防対策(県企業局、北陸電力、関	<u>こりる。 </u> 1 電力施設における災害予防対策(<mark>県土木部</mark> 、県企業局、北	〈地・風・	雪〉
西電力)	陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電)	分社化の	
(追加)	県及び電力会社は、倒木等により電力供給網、通信網に支		
	障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防		
	保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に対象をできる。	国防災基	
	大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力に努めるものとする。	画の修正 う変更	に伴
	女に心して中間(この間)がらからしゃとうる。	7及父	
$(1) \sim (2)$ (略)			
$2\sim4$ (略)			
5 通信施設における災害予防対策(NTT西日本、NTTド	5 通信施設における災害予防対策(NTT西日本、NTTド		
コモ北陸、各防災関係機関) (追加)	コモ北陸、各防災関係機関) 県及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信	国防災基	大 計
<u>(足が)</u>	網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつ	国の火産	
	つ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の	う変更	(-11
	連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっ		
Artic (matr.)	ては、必要に応じて市町村との協力に努めるものとする。		
第2 (略) 第4節 防災活動体制の整備			
第4即 防災拠点施設の整備 第1 防災拠点施設の整備			
場は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ			
機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、	機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、		
平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実	平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実		

現行地域防災計画

施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。

また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。

 $1\sim5$ (略)

(追加)

第2~第3 (略)

第4 通信連絡体制の整備

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

(略)

特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

(略)

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 通信連絡体制の整備充実(県総合政策局、市町村)
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 市町村防災行政無線の整備促進 (略)

また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ 的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、 孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛 星携帯電話の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報 メール機能、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>等の伝 達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。

また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫を備えた地域防災拠点の整備に努める。

修正案 (変更部分のみ記載)

6 防災機能を有する道の駅の整備(北陸地方整備局、県土木 部、市町村)

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴 う変更

考

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、<u>防災行政無線等の</u>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

(略)

特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

表記を統一するため字句修正 (各編共通) 国防災基本計画の修正に伴

う変更

〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴 う変更

〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴 う変更

かつ (各編共通) て、 国防災基本計 て衛 画の修正に伴 メー う変更 達手

表記を統一す

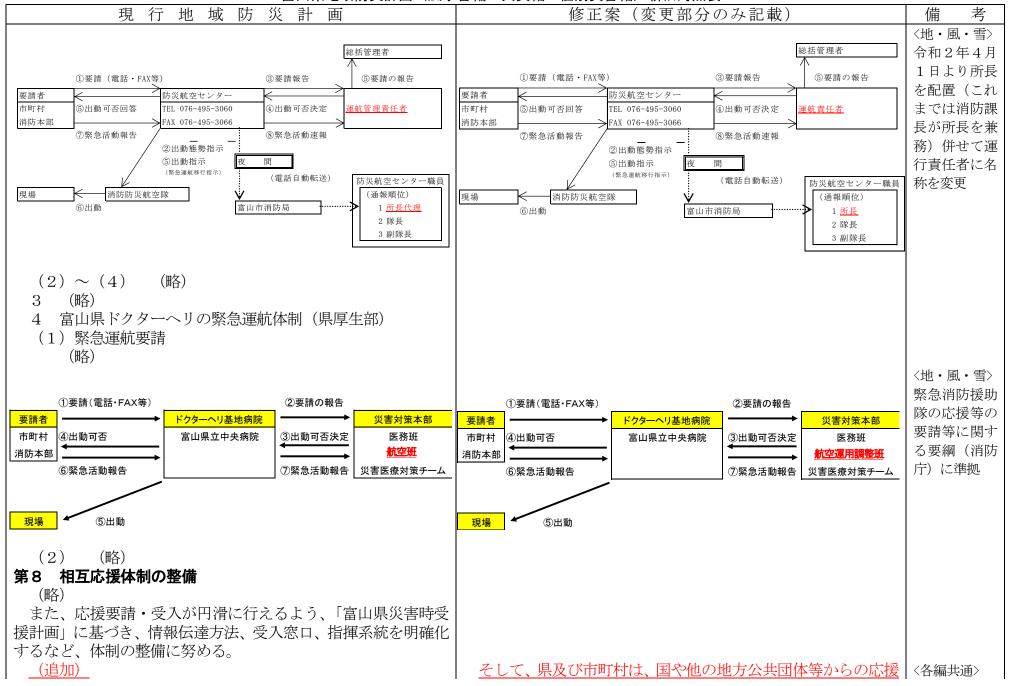
また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星通信の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

富山	県地域防災計画(風水	(害編・火災編・個別災	害編)新旧対照表			
現行地域防災意			案 (変更部分のみ)		備	考
(資料「7-3 市町村防災行政	無線施設設置状況」)	(資料「7-	- 3 市町村防災行政	無線施設設置状況」)	るため	字句修
(5) 非常通信体制の強化					正	
県は、県防災行政無線のほか、防災				《相互無線、衛星 <mark>通信</mark> 、	〈各編共	通>
電話、携帯電話等の整備充実に努め	3.	携帯電話等の	を備充実に努める。		国防災基	
(略)					画の修正	Eに伴
$(6) \sim (7) \qquad (略)$					う変更	
4 (略)						
第5 業務継続体制の確保						
(略)	a be					
市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令でき						
災害時における優先すべき業務を絞り込む						
遂行するための役割を分担するなど、全庁を 877.7.1.2.2.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	るけた体制の構築に					
学めるものとする。			・マニノ、古米セルト	*************************************	(A J== 11	\ '
(追加)				発災後の円滑な応急対 リストルナスカド ※	〈各編共	_
				リスト化するなど、災人は制の軟件に探りる	国防災基	
				る体制の整備に努める (自衛隊等の国の機関	画の修正	上(二)丰
			· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(日間隊寺の国の機)	り変更	
		ように努めるものとつ		Rをめらかしめ至える		
				職員が不足している市		
				め、技術職員の確保及		
		び災害時の派遣体制の				
第6 緊急輸送ネットワークの整備		0分目111000000000000000000000000000000000	<u> </u>	<u>) Vo</u>		
1 輸送拠点施設の確保(県関係部局、	打町村)					
県内における主な輸送拠点施設		 	具内における主な輸送拠点施	₹ 1.		
区 分 名 称	所 在 地	区分	名 称	所 在 地		
陸上輸送拠点施設 富山市中央卸売市場	富山市掛尾町 500	<u></u> 陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町 500	名称変更	Ĩ
(以下、略)			(以下、略)			
	 _					

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表 現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 考 2 緊急道路ネットワークの確保(県土木部) $(1) \sim (3)$ (略) 緊急通行確保路線図(平成31年4月) 緊急通行確保路線図(令和2年4月) 時点修正 富山県緊急通行確保路線 $3\sim5$ (略) 第7 航空防災体制の強化 1 航空防災活動のための環境整備(県総合政策局、県厚生部、 県警察本部、市町村) (1) (略) (2) 災害時の広域即応体制の整備 災害時において、他県市からの消防防災へリコプター等 災害時において、他県市からのヘリコプター等の応援 表記を統一す の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているへ が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプタ るため字句修 リコプターの運航情報や県内を含む全国各地の場外離着 一の運航情報や県内を含む全国各地の離着陸場の位置、面 陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネット 積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコ ワーク「ヘリコプター運航管理システム」を活用する。 プター動態管理システム」を活用する。 〈地・風・雪〉 字句修正

2 消防防災へリコプター「とやま」の緊急運航体制(県総合

政策局、市町村) (1) 緊急運航要請



	- 善編・火災編・個別災善編/新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
	職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うた	国防災基本計
	めの受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各	画の修正に伴
	業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務ス	う変更
	ペースの確保を行うものとする。	I
なお、県は、消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画(平成 19 年 3 月)を策定し、応援部		
隊の受入体制を整えている。		I
(略)		I
1 国の機関等との相互協力		I
(1) (略)		I
(2) 国土交通省等との連携(北陸地方整備局、北陸地方測		I
量部、県土木部)		I
ア 災害時の相互協力に関する申合せ		I
国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山	国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山	〈地、風、雪〉
県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、	県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、	組織名変更に
長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道	長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道	伴う変更
路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢	路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢	1
支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関す	支社高速道路事業部とは、「災害時の相互協力に関する申	I
る申し合わせ」(平成10年3月31日締結、平成22年3月	し合わせ」(平成10年3月31日締結、平成22年3月4日	I
4日改正)を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置	改正)を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置され	I
された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するお	た土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれ	I
それがある場合の相互協力の内容について定めている。	がある場合の相互協力の内容について定めている。	I
イ~ウ (略)		I
2 地方公共団体間の相互応援(県総合政策局、市町村)		I
(追加)	県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な	〈各編共通〉
<u> (XE/VH)</u>	対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支	国防災基本計
	援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応	画の修正に伴
	援協定の締結に努めるものとする。	う変更
	界及び市町村は、被災市区町村応援職員確保システムを	
	活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習	I
	熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	I
	WW プロググムルイーサット、アートリー・サービン・プログルン・プロググムルイーサット、アージ・プロググルル・プロググル・ファン・プログラン・プログログログログログログログ	I
$(1) \sim (2)$ (略)		I
3 防災関係機関との相互協力(県各部局、各防災関係機関)		I
(1) 県と防災関係機関との相互協力		I
(エ/ 木に炒火は)が	l l	

	·音楠·火灭楠·恒冽灭音楠/ 新旧为炽衣	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
_(追加)	災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である	表記を統一す
	ことから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機	るため字句修
	関との協定の締結を推進する。	正
県は、災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得		
られるよう、次のとおり協定を締結している。	<u> </u>	
ア〜ス (略)		
セ (一社)富山県産業廃棄物協会との協定	セ (一社)富山県産業資源循環協会との協定	〈地・風・雪〉
県と(一社)富山県産業廃棄物協会とは、平成 17 年9月	県と(一社)富山県産業資源循環協会とは、平成 17 年9	協会名改称
12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害	月 12 日に「地震等による大規模な災害の発生時における	W Z 19(1)
廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模	災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大	
災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決	規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取	
めている。	り決めている。	
(資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時にお	(資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時にお	
ける災害廃棄物の処理等に関する協定」)	ける災害廃棄物の処理等に関する協定」)	
ソ〜う(略)	() [3 代目, 元来物》/ (2 年 中 () [3])	
(追加)	えの富山県医療機器協会との協定	〈地・風・雪〉
	県と富山県医療機器協会とは、令和2年2月20日に	協定の追加
	「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締	励足り延加
	結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等	
	<u> </u>	
	お(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築	協定の追加
	士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会と	励たVノ旦/III
	<u>エ云及い(公社)日本建衆家協会北陸文印留田地域会と</u> の協定	
	<u>いた</u> 県と(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県	
	建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域	
	会は、令和2年4月22日に「地震災害時における被災	
	云は、中和と午4月22日に「地震災害時における候災 建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結	
	是案物心志厄陝及刊足寺の協力に関する協足者」を榊柏し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危	
	し、人 「 し、人 「 「 に 」 「 に 」 「 に 」 「 に 」 「 に に に に に に に に に に に に	
(2) 防災機関間の相互協力	<u>めている。</u>	
ア(略)		
` '''		/夕/言41/3/
イ 電力会社間の相互協力		〈各編共通〉
北陸電力及び関西電力は、各電力会社及び電源開発株	北陸電力、北陸電力送配電、関西電力及び関西電力送	分社化のため
式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整え	配電は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対	

	・善編・火災編・個別災善編)新旧対照表		
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
ている。	策用資機材の相互融通体制を整えている。		
ウ~エ (略)			
4 (略)			
5 民間の協力(県各部局、市町村、防災関係機関)			
県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄			
等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力			
が得られるよう努めるものとする。			
	さた 周五が七町社社 一大地町主要式 、 機関の個件供	/ 友 公司 山い	· ** .\
	また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供	〈各編共社	_
	給について協定の締結を推進するとともに、平時から受	国防災基	_ , , ,
	<u>注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u>	画の修正	三に伴
	さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待	う変更	
	される建設業の担い手の確保・育成に関する取り組みを支		
	援するものとする。		
第9 災害復旧・復興への備え			
$1 \sim 3$ (略)			
(追加)	4 男女共同参画の視点	〈各編共社	涌>
		国防災基	- 基本計
	制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センター	画の修正	_ , ,
	が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び	う変更	_(0
	災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画セ	7及又	
	ンターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部		
	局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。		
英 C 然 	<u> 同が連携し明確化してねくより労めるものとする。</u>		
第5節 救援・救護体制の整備			
第1 消防力の強化			
1 救助・救急体制の整備(県総合政策局、県厚生部、県警察			
本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村)			
(1) (略)			
(2) 救急体制の整備			
ア (略)		〈各編共	;通〉
イ 市町村は、救急能力を高めるため、消防力の整備指針	イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士 <u>**4</u> の技	高規格求	女急車
を踏まえ、高規格救急自動車の配備拡充に努める。また、	術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員に	は各市町	J村で │
その配備にあわせて救急隊に救急救命士*4を常時1名	トリアージ**5などの応急救護研修の実施に努める。	整備が進	
配置できる体制を整えるとともに、救急救命士の技術向	1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	救急救命	
上に向けて研修体制を整備する。さらに、救急隊員にト		各救急車	
リアージ※5などの応急救護研修の実施に努める。		名以上面	
/ / なし、//いいいが底が川ら、/大川川に力がつり。	l I		→ MII C

富山県地域防災計画(風水	害編・火災編・個別災害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(3) (略)		きるようにな
2 (略)		ったため。
第2 医療救護体制の整備		
$1 \sim 7$ (略)		
8 医薬品、血液の供給体制(県厚生部、市町村、日本赤十字		
社富山県支部)		
(1) 医薬品等の確保		
ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保		
(略)		
なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との	なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災	〈地・風・雪〉
「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」 <u>に基</u>	害時における医薬品等の供給等に関する協定書」 <u>及び富山県</u>	新たに協定を
づき、及び薬業関係団体(富山県薬剤師会、富山県薬業連合	医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関す	締結したため
会等)や国の協力を得て、調達する。	<u>る協定書」に基づき、</u> 薬業関係団体(富山県薬剤師会、富山	
	県薬業連合会等)や国の協力を得て、調達する。	
イ~エ (略)		
(2)~(3) (略)		
第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保		
(略)		
また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、		
あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。		
<u>(追加)</u>	市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホーム	〈各編共通〉
	レスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れ	国防災基本計
	られるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘	画の修正に伴
	案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよ	う変更
	<u>う努めるものとする。</u>	
(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保		
ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置		
(略)		
なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について		
は、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見		
直すものとする。また、船舶による避難も考慮におくもの		
とする。		
<u>(追加)</u>	また、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症	〈各編共通〉
	対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平	国防災基本計

	- 善編・火災編・個別災善編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
	常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必	画の修正に伴
	要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ	う変更
	態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。	
	さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避	
	難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や	
	友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めるもの	
	とする。	
イ 指定避難所における施設、設備の整備		
(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を	(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を	〈各編共通〉
確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、	確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒	国防災基本計
毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材	薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限	画の修正に伴
を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等	必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震	う変更
の整備に努める。	性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。	, , , , ,
(追加)	また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に	
	努めるものとする。	表記を統一す
(イ) 井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、通信機器等避難	(イ) 井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、非常用電源、衛	るため字句修
生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、	星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整	正
テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。	備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資	〈各編共通〉
7, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	する機器を整備する。	国防災基本計
また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良	また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良	画の修正に伴
好に保つための整備に努める。	好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイ	う変更
	レなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者	地震・津波編
	にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努	と併せるため
	める。	
ウ 指定避難所における運営体制の整備		
(略)		
県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進	県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進	感染症対策に
するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。	するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、	関する記述を
	避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合	追加
	には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努め	
	るものとする。	
$(2) \sim (5)$ (略)		
2 (略)		
3 物資の確保(県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、市	3 物資 <mark>等</mark> の確保(県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、	表記を統一す

現行地域防災計画 考 修正案 (変更部分のみ記載) 市町村、日本赤十字社富山県支部) 町村、日本赤十字社富山県支部) るため字句修 大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等 大規模な災害が発生した場合、ライフラインや道路等 の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になること の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になること が予想されることから、県及び市町村等は、被災者に最低 が予想される。県及び市町村等は、被災者に最低限の食 限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行え 料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、 〈各編共通〉 るよう、公共備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めて 現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要 国防災基本計 おく必要がある。 がある。 画の修正に伴 (油自加) そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、 う変更 物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害 協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手 続等の確認を行うよう努めるものとする。 なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがあ る場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い て備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録され ている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、 の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共 表記を統一す 有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援の るため字句修 ための準備に努めるものとする。 また、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及 また、災害時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基 生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本 本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃か である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、 ら、個人備蓄の啓発・奨励を行う。 個人備蓄の啓発・奨励を行う。 (略) $(1) \sim (2)$ (略) (3) 生活必需品の確保 ア 生活必需品の備蓄、調達 $(r) \sim (1)$ (略) (ウ) 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感 〈各編共诵〉 染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するも 国防災基本計 のとする。 画の修正に伴 (工) ~ (力) (略) う変更 (ウ)~(オ) (4) 電源の確保 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる 重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能と 〈各編共通〉 なる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 国防災基本計

現行地域防災計画 考 修正案 (変更部分のみ記載) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、 画の修正に伴 電力会社等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじ う変更 め、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係 る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料 備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リス ト化を行うよう努めるものとする。 (略) 5 被災者等への的確な情報伝達活動 市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町 市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町 〈各編共通〉 村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備 村防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備 国防災基本計 を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情 画の修正に伴 配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、 報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めると う変更 災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難 ともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した 者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報 多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害によ り孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情 伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達でき るよう必要な体制の整備を図る。 〈各編共诵〉 また、国、県、市町村及び放送事業者等は災害に関する また、国、県、市町村及び放送事業者等は災害に関する 国防災基本計 情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め 情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、 画の修正に伴 その体制及び施設、設備の整備を図る。 常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図 う変更 る。 電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない (追加) 〈各編共通〉 被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努 国防災基本計 めるものとする。 画の修正に伴 国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段 う変更 の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信 〈各編共诵〉 障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整 国防災基本計 備を図るものとする。 画の修正に伴 なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難 う変更 する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易か つ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。 (略) 〈各編共诵〉 また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等 また、国、県、市町村及びライフライン事業者は、住民 国防災基本計 等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじ に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。 画の修正に伴

め計画しておく。

う変更

	、善編・火災編・個別災善編)新旧対照表	144 44
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
 第4 (略) 第5 孤立集落の予防 1~2 (略) 3 通信連絡体制の整備(県警察本部、市町村) (1)集落と役場等との連絡体制の整備ア〜エ (略) オ 衛星携帯電話の配備 4 (略) 	オ 衛星 <mark>通信</mark> の配備	〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴
第6節~第7節 (略) 第8節 防災行動力の向上 第1 防災意識の高揚 1 (略) 2 児童生徒等に対する防災教育 (1)防災広報の充実 県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため 災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発 達段階に応じたPRパンフレットを発行し、県内の小、中 学校及び高等学校に配布する。 なお、広報内容は児童生徒の発達段階に応じたものと し、小学校1・3・5年、中学校1年及び高等学校1年を 対象に、毎年1回配布するものとする。 3 県民に対する防災知識の普及(県総合政策局、県警察本部、	県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため 災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発 達段階に応じたPRパンフレットを県内の小、中学校及び 高等学校に配布する。 (削除)	う変更 〈各編共通〉 実情に合わせ た変更
市町村) (1) 普及の方法 ア〜イ (略) ウ 広報媒体による普及 (ア)〜(イ) (略) (追加) (ウ)〜(キ) エ〜オ (略) (2) 普及の内容 ア〜ウ (略)	<u>(ウ)富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動</u> <u>(エ)~(ク)</u> (略)	表記を統一するため字句修正

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考	
エ 普段からの心がけ (ア) ~ (キ) (略) <u>(追加)</u> <u>(ク)</u> (略) オ (略) 4~6 (略) 第2 自主防災組織の強化	<u>(ク) 自動車へのこまめな満タン給油</u> <u>(ケ)</u> (略)	〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴 う変更	
1 地域における自主防災組織の充実(県総合政策局、市町村) (1)~(6) (略) (追加)	(7) 地区防災計画の策定 県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の 策定促進に努めるものとする。	〈各編共通〉 地区防災計 画の策定促 進を追記	
2 企業防災の促進(県総合政策局、市町村) (1)~(3) (略) (追加) (第3 (略)	2 企業防災の促進(県総合政策局、県商工労働部、市町村) (4) 柔軟な勤務形態の構築 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	主管部局の 追加 国防災基本計 画の修正に伴 う追加	
第4 要配慮者の安全確保 1~2 (略) 3 外国人の安全確保対策(県総合政策局、 <mark>県観光・交通・地域振興局</mark> 、市町村) (1)~(3) (略) 第9節 (略) 第2章 災害応急対策 第1節 予警報の伝達	3 外国人の安全確保対策(県総合政策局、 <mark>県観光・交通振興</mark> <u>局</u> 、市町村)	県機構改革に伴う変更	
第 1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 (追加)	第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供(富山地方気象台) 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居 住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとる べき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付	近年発表を開 始した情報類 追加	

現行地域防災計画

修正案 (変更部分のみ記載)

備 考

1 特別警報・警報・注意報(富山地方気象台)

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基	準
大 雨	台風や集中豪雨によ 雨量となる大雨が予 十年に一度の強度の 低気圧により大雨に 合	思され、若しくは、数 台風や同程度の温帯
暴風	数十年に一度の強	暴風が吹くと予想 される場合
高潮	度の台風や同程度 の温帯低気圧によ	高潮になると予想 される場合
波浪	ŋ	高波になると予想 される場合

(2) 警報・注意報の種類及び発表基準 警報・注意報発表基準一覧表

発表官署	富山地方気象台
------	---------

けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

2 特別警報・警報・注意報(富山地方気象台)

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

現象の種類	基準					
大 雨	台風や集中豪雨によ雨量となる大雨が予想					
暴風	数十年に一度の強	暴風が吹くと予想 される場合				
高潮	度の台風や同程度 の温帯低気圧によ	高潮になると予想 される場合				
波浪	り	高波になると予想される場合				

警報·注意報発表基準一覧表 <u>令和2年8月6日現在</u> 発表官署 富山地方気象台

字句追加

	《善編・火災編・個別災善編》新旧対照表	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(略) (略)	(略)	
※警報・注意報基準一覧表の解説	_(削除)_	基準改正の
(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注		ため項目ご
意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別		との解説と
警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基		統合し移設
準は、別の資料を参照。		
(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警		
告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こる		
おそれのある旨を注意して行う予報である。警報・		
注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想さ		
れる当該市町村等に対して発表する。		
(3)波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報、濃霧		
注意報、記録的短時間大雨情報の()内は基準とし		
て用いる気象要素を示す。		
(4) 大雨、洪水、高潮に、波浪の警報・注意報、暴風警		
報、強風注意報および記録的短時間大雨情報では、		
基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。		
また、乾燥注意報、濃霧注意報では基準における		
「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記		
以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、火吹は行っていない。		
め、省略は行っていない。		
(5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で 用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述す		
用いる「平地、田地」等の地域名で基準値を記述り る場合がある。		
(6)表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で		
現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を		
対線で示している。		
(7) 地震や火山噴火等の不測の事態により気象災害にか		
かわる諸条件が変化し、通常の基準を適用すること		
が適切ない状態となることがある。このような場合		
は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・		
注意報の運用を行うことがある。また、このような		
状態がある程度長時間継続すると考えられた場合		
には、特定の警報・注意報について、対象地域を最		
1-101 14/C - E IN IDIO 18(1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	I and the second	ı

現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常 より低い基準で運用することがある。

(別表1) 大雨警報基準

今和元年5月90日租在

		<u> </u>) 月 49 日 54 11	
市町村等を	市町村等	表面雨量指数	土壌雨量指数	
まとめた地域	山町机寺	基準	基準	
東部南	富山市	14	<u>101</u>	
	舟橋村	14	_	
	上市町	16	<u>125</u>	
	立山町	14	<u>118</u>	
東部北	魚津市	15	<u>114</u>	
	滑川市	12	<u>118</u>	
	黒部市	13	<u>114</u>	
	入善町	14	<u>114</u>	
	朝日町	14	<u>121</u>	
西部北	高岡市	16	<u>115</u>	
	氷見市	16	<u>104</u>	
	小矢部市	<u>14</u>	<u>136</u>	
	射水市	18	<u>139</u>	
西部南	砺波市	<u>11</u>	<u>111</u>	
	南砺市	10	<u>111</u>	

大雨警報基準(別表1)の解説

- (2) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において
- (3) 土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定している が、別表1の土壌雨量指数基準には市町村等の域

令和2年8月6日現在 | 時点修正

考

	表面雨量指数	土壌雨量指数
市町村等	基準	基準
富山市	14	<u>100</u>
舟橋村	14	_
上市町	16	<u>113</u>
立山町	14	<u>108</u>
魚津市	15	<u>122</u>
滑川市	12	<u>122</u>
黒部市	13	<u>115</u>
入善町	14	<u>104</u>
朝日町	14	<u>104</u>
高岡市	16	<u>120</u>
氷見市	16	<u>120</u>
小矢部市	<u>16</u>	<u>123</u>
射水市	18	<u>125</u>
砺波市	<u>14</u>	<u>115</u>
南砺市	10	<u>96</u>
	舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市 黒部市 入善町 朝日町 高岡市 水見市 小矢部市 射水市 砺波市	基準 富山市 14 舟橋村 14 上市町 16 立山町 14 魚津市 15 滑川市 12 黒部市 13 入善町 14 朝日町 14 高岡市 16 氷見市 16 小矢部市 16 射水市 18 砺波市 14

(削除)

基準改正の ため警報・注 意報基準一 覧表の解説 として移設

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
内における基準の最低値を示している。			
(4) 土壌雨量指数基準のうち、基準が設定されてい			
ない市町村等についてはその欄を"一"で示して			
<u>いる。</u>			
(別表 2)洪水警報基準			
		時点修	正

		現行地域防	j 災 計 画	
市町村等を				<u>令和元年 5 月 29 日</u>
まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報によるま
東部南	富山市	松川流域= <u>3</u> . 井田川流域= <u>27.3</u> .	神通川流域= (8, <u>58.8</u>),	常願寺川 [大川寺],
		熊野川流域=22.5, いたち川流域= <u>8.2</u> ,	いたち川流域= (8,	神通川[大沢野大橋・神通
		古川流域= <u>2.2</u> , 土川流域= <u>8.7</u> ,	<u>6. 9</u>) ,	橋] <u></u>
		太田川流域= <u>5.4</u> , 山田川流域= <u>15.6</u> ,	坪野川流域= (8, 3.3)	庄川[大門]
		坪野川流域= <u>4.9</u> ,白岩川流域= <u>21.3</u> ,		
		下条川流域=2.2		
	舟橋村	白岩川流域=20.2	-	常願寺川 [大川寺]
	上市町	早月川流域=20.4, 上市川流域=14.5,	-	常願寺川 [大川寺]
		白岩川流域= <u>17</u> ,大岩川流域= <u>8.7</u>		
	立山町	白岩川流域= <u>13.6</u> ,栃津川流域= <u>7.2</u>	<u>白岩川流域= (10, 11)</u>	常願寺川 [大川寺]
東部北	魚津市	早月川流域= <u>23.7</u> ,片貝川流域= <u>18.1</u> ,	坊田川流域= (<u>8</u> , 2.9)	-
		鴨川流域= <u>3.3</u> , 角川流域= <u>14.4</u> ,		
		布施川流域= <u>11.2</u> ,大座川流域= <u>5.8</u> ,		
		坊田川流域=3.3		
	滑川市	早月川流域= <u>23.7</u> ,上市川流域= <u>17.4</u>	-	常願寺川 [大川寺]
	黒部市	吉田川流域=3.9, 高橋川流域=8.4,	-	黒部川 [愛本・愛本 (下
		黒瀬川流域= <u>9.5</u> ,片貝川流域= <u>19.1</u> ,		流)]
		布施川流域= <u>12</u>		
	入善町	入川流域= <u>3.2</u> ,舟川流域= <u>6.5</u>	-	黒部川[愛本(下流)]
	朝日町	境川流域= <u>16.4</u> , 笹川流域= <u>5.8</u> ,	-	黒部川 [愛本(下流)]
		木流川流域= <u>4.5</u> , 小川流域= <u>16.2</u> ,		
		舟川流域= <u>7.3</u>		
西部北	高岡市	和田川流域= <u>12.3</u> , 千保川流域= <u>8.2</u> ,	小矢部川流域=(8,	庄川[小牧・大門],
		祖父川流域= <u>6.9</u> ,中川流域= <u>4.5</u> ,	<u>37. 5)</u> ,	小矢部川 [石動・長江]
		岸渡川流域= <u>7.1</u> . 子撫川流域= <u>10</u>	和田川流域= (8, <u>11.2</u>),	
			千保川流域= (<u>14</u> , <u>7.3</u>)	
	氷見市	神代川流域= <u>5.2</u> , 脇之谷内川流域= <u>5.5</u> ,	=	-
		宇波川流域= <u>6.8</u> ,阿尾川流域= <u>10.3</u> ,		
		余川川流域= <u>9.9</u> , 上庄川流域= <u>17.3</u> ,		
		仏生寺川流域=11.9, 泉川流域= <u>4.4</u>		
	小矢部市	子撫川流域= <u>17</u> , 横江宮川流域= <u>6.5</u> ,	_	小矢部川[津沢・石動・長
	At at ±	渋江川流域= <u>13.4</u>		江]
	射水市	和田川流域= <u>13.3</u> ,新堀川 <u>、鍛冶川</u> 流域	_	神通川[神通大橋],
		= <u>6.8</u> , 下条川流域= <u>11.3</u>		庄川[小牧・大門],
西部南	砺波市	庄川流域=64.3, 和田川流域=8.8,	_	小矢部川[長江] 庄川[小牧].
四即用	10 /00 (1)	坪野川流域= <u>8.5</u> , 千保川流域= <u>3.5</u> ,		小矢部川[津沢]
		平野川流域= <u>8.5</u> , 十保川流域= <u>3.5</u> , 祖父川流域= <u>4.7</u> , 岸渡川流域= <u>3.5</u> ,		小大叩川 [洋沢]
		祖文川流域- <u>4.7</u> , 岸波川流域- <u>3.3</u> , 黒石川流域= <u>3.7</u> , 横江宮川流域= <u>4.6</u> ,		
		無石川流域− <u>3.7</u> , 横江呂川流域− <u>4.0</u> , 荒又川流域=3.3		
	南砺市	小矢部川流域= <u>23.2</u> , 渋江川流域= <u>6.2</u> ,	小矢部川流域= (6, 22),	庄川[小牧],
	113 803 114	旅川流域= <u>9.1</u> , 山田川流域= <u>12.6</u> ,	山田川流域= (6, 11.3)	小矢部川 [津沢]
		大井川流域=7.6		. ZAHPATI LATAKA

【洪水警報基準(別表2)の解説】

(1)流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に 設定しているが、別表2の流域雨量指数基準には

市町村等を	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 * 1	指定河川洪水予報による基準
まとめた地域	印则刊寺	派 攻附里拍数基华		相足川川洪小丁報による基準
東部南	富山市	松川流域= <u>3.2</u> , 井田川流域= <u>26.6</u> ,	神通川流域= (8, <u>58.6</u>),	常願寺川 [大川寺],
		熊野川流域=22.5, いたち川流域=9.3,	いたち川流域= (8,	神通川[大沢野大橋・神通大
		古川流域= <u>3</u> ,土川流域= <u>9</u> ,	<u>7. 2</u>) ,	橋]
		太田川流域= <u>5.7</u> ,山田川流域= <u>18</u> ,	坪野川流域= (8, 3.3)	
		坪野川流域= <u>4.5</u> ,白岩川流域= <u>21.7</u> ,		
		下条川流域= <u>3.2、磯川流域=2.4</u>		
	舟橋村	白岩川流域=20.7	_	常願寺川 [大川寺]
	上市町	早月川流域=20.4, 上市川流域=15.9,	_	常願寺川 [大川寺]
		白岩川流域= <u>16.7</u> ,大岩川流域= <u>7.7</u>		
	立山町	白岩川流域= <u>13.8</u> ,栃津川流域= <u>9.5</u>	=	常願寺川 [大川寺]
東部北	魚津市	早月川流域=23.4. 片貝川流域=20.	鴨川流域= (7, 3.6),	_
		鴨川流域=4, 角川流域=13.6,	角川流域= (7, 12.2),	
		布施川流域=13, 大座川流域=6.3,	大座川流域= (7, 5.6),	
		坊田川流域=3.3	坊田川流域= (<u>7</u> , 2.9)	
	滑川市	早月川流域= <u>23.6</u> ,上市川流域= <u>18.4</u>	-	常願寺川 [大川寺]
	黒部市	吉田川流域=3.9, 高橋川流域=7.1,	_	黒部川 [愛本・愛本 (下
		黒瀬川流域= <u>8.6</u> ,片貝川流域= <u>20.9</u> ,		流)]
		布施川流域= <u>13.3</u>		
	入善町	入川流域= <u>4.7</u> ,舟川流域= <u>7.6</u>	_	黒部川 [愛本(下流)]
	朝日町	境川流域= <u>20.6</u> , 笹川流域= <u>9.2</u> ,	-	黒部川[愛本(下流)]
		木流川流域= <u>4.1</u> ,小川流域= <u>21.3</u> ,		
		舟川流域= <u>8.5</u>		
西部北	高岡市	和田川流域=7.7. 千保川流域=8.6,	和田川流域= (8, 6.9),	庄川[小牧・大門],
		祖父川流域= <u>5.5</u> , 中川流域= <u>4.6</u> ,	千保川流域= (<u>8</u> , <u>7.7</u>)	小矢部川 [石動・長江]
		岸渡川流域= <u>6.4</u> ,子撫川流域= <u>10.3</u>		
	氷見市	神代川流域= <u>5.7</u> . 脇之谷内川流域= <u>6.2</u> .	余川川流域= (8, 10.5)	-
		宇波川流域= <u>7.5</u> . 阿尾川流域= <u>11.5</u> .		
		余川川流域= <u>11.1</u> ,上庄川流域= <u>16.6</u> ,		
		仏生寺川流域=11.9,泉川流域= <u>4.9</u>		
	小矢部市	子撫川流域= <u>16.8</u> ,横江宮川流域= <u>9.5</u> ,	_	庄川 [小牧] .
		渋江川流域= <u>15.1</u>		小矢部川 [津沢・石動・長
				江]
	射水市	和田川流域=13.8, 新堀川流域=10.1,	_	神通川 [神通大橋] ,
		下条川流域= <u>12. 4</u>		庄川[小牧・大門],
				小矢部川 [長江]
西部南	砺波市	庄川流域= <u>55.6</u> , 和田川流域= <u>9.9</u> ,	-	庄川 [小牧],
		坪野川流域= <u>8.1</u> , 千保川流域= <u>5</u> ,		小矢部川 [津沢]
		祖父川流域=2.7. 岸渡川流域=2.9,		
		黒石川流域= <u>5.4</u> ,横江宮川流域= <u>7.9</u> ,		
		荒又川流域= <u>5.3</u>		
	南砺市	小矢部川流域= <u>24.6</u> ,渋江川流域= <u>7.1</u> ,	小矢部川流域=(6,	庄川[小牧],
		旅川流域= <u>12.5</u> ,山田川流域= <u>13.4</u> ,	<u>22. 1</u>) ,	小矢部川 [津沢]
		大井川流域=9.6	山田川流域= (6, 13.3)	

修正案 (変更部分のみ記載)

(削除)

基準改正の ため警報・注 意報基準一

考

現	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
	」 行 地	域防ジ	٤ 計 画		修工	E案(変	更部分のる	み記載)	備
主事	更か河川は			準値を示してい	·				覧表
<u>エ.</u> る。		C4017-0142	(2 <u>11</u> //// 243-	<u> </u>					として
		A == 35 N=1	111)-2-3-3-7	/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					
(2)修	会合 基準に			代表地点の(表					
面	<u>雨量指数、</u>	流域雨量指	「数)の組み	分合わせによる					
基注	準値を示し	っている。							
(3)		<u>洪水予報</u> に。	トス其淮」	\mathcal{L}					
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1日VE1.11/11	1六/八 丁 十以() -1ヶ帯女士[] テ よっ)							
	」は、洪	水管報にわり	へくは「指え	定河川である○					
\bigcirc	川に発表さ	された洪水子	争報において	て、△△基準観					
測点	点で氾濫警	警戒情報又は	は氾濫危険情	青報の発表基準					
を流	帯たしてい	へる場合に決	上水整報を多	※表する」こと					
<u>년 11</u> 구, 국		. J 1/1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	T/N 目 TK C /	<u> </u>					
	<u>意味する。</u>	<u></u>	[*14 ~ \+14 =					
(4)			$\sqrt{ \bigcirc\bigcirc }$	流域の流域雨量					
指数	数10.5 以	【上」を意味で	よる。						
(5)	杰域雨量 指	台数基準	夏合基準の こ	うち基準を設定					
	ていないも	H // + 1 1 1/2	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • 	となる洪水予報					
			等について	は、その欄を					
	-"で示し	ている							
	C/1.0	ノ(V'つ。							
)大雨注							会和?年5月26日現在	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
					市町村等を	市町村等	表面雨量指数基準	令和2年5月26日現在 土壌雨量指数基準	時点
)大雨注	意報基準	上约正层长彩***	1	まとめた地域			土壌雨量指数基準	時点的
(別表 3) 大雨注	意報基準	土壌雨量指数基準			市町村等富山市 赤橋村	表面雨量指数基準 11 10		時点的
(別表 3	市町村等富山市	意報基準 表面兩量指數基準 11	<u>75</u>		まとめた地域	富山市	11	土壌雨量指数基準 83	時点的
(別表 3 市町村等を まとめた地域	市町村等富山市角橋村	意報基準 ************************************	75 108		まとめた地域東部南	富山市 舟橋村 上市町 立山町	11 10 11 8	土壤雨量指数基準 83 113 93 89	時点
(別表 3 市町村等を まとめた地域	市町村等富山市 舟橋村 上市町	意報基準 ***********************************	7 <u>5</u> 10 <u>8</u> 93		まとめた地域	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市	11 10 11 8 9	土壤雨量指数基準 <u>83</u> <u>113</u> 93 <u>89</u> <u>100</u>	時点
(別表 3 市町村等を まとめた地域	市町村等 富山市 舟橋村 上市町 立山町	意報基準 ***********************************	75 108 93 88		まとめた地域東部南	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市	11 10 11 8 9	土壌雨量指数基準 83 113 93 89 100 100	時点位
(別表 3 市町村等を まとめた地域 東部南	市町村等富山市 舟橋村 上市町	意報基準 ***********************************	75 108 93 88 85		まとめた地域東部南	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市 黒部市	11 10 11 8 9 8	土壌雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94	時点
(別表 3 市町村等を まとめた地域 東部南	市町村等 富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市	意報基準 ************************************	75 108 93 88		まとめた地域東部南	富山市 舟橋村 上市町 丘山町 魚津市 滑川市 黒部市 入善町	11 10 11 8 9 8	土壌雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85	時点位
(別表 3 市町村等を まとめた地域 東部南	市町村等 富山市	意報基準	75 108 93 88 85 88 85 88		まとめた地域東部南	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市 黒部市	11 10 11 8 9 8	土壌雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94	時点位
、別表 3 市町村等を まとめた地域 東部南	市町村等 富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市 黒部市 入善町 朝日町	意報基準 表面兩量指数基準 11 10 11 8 9 8 9 9	75 108 93 88 85 85 85 85		東部南東部北	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 湾川市 黒部市 入善町 朝日町	11 10 11 8 9 8 9 9	土壌雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85	時点
(別表 3 市町村等を まとめた地域 東部南	市町村等 富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市市 県部市 入善町 朝日町 高岡市	意報基準 ***********************************	75 108 93 88 85 85 86		東部南東部北	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 漁川市 黒部市 入善町 朝日町	11 10 11 8 8 9 9 9 11 11 10	土壌雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85 85 85	時点
、別表 3 市町村等を まとめた地域 東部南	市町村等 富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市 黒部市 朝田町 高岡市 水見市	表面兩量指数基準 11 10 11 8 9 8 9 11 10 10	75 108 93 88 85 85 86 90 86		東部南東部市東部北西部北	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市市 黒部市 入朝田町 高岡市 水見市 小矢部市 射水市	11 10 11 8 9 9 8 8 9 9 9 11 10 10 9 10 10	土壤雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85 85 82 82 84	時点
、別表 3 市町村等を まとめた地域 東部南	市町村等 富山市	意報基準 ***********************************	75 108 93 88 85 85 85 90 86 78		東部南東部北	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市市 黒部部市 入轄町 朝岡市 水見市 小矢部市 射水市	11 10 11 8 9 8 9 9 9 11 10 10 9 10 8	土壤雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85 85 82 82 84 86 81	時点
表 3 市町村等を まとめた地域 東部南 東部北	市町村等 富山市	意報基準 ***********************************	75 108 93 88 85 88 85 90 86 78 102		東部南東部市東部北西部北	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市市 黒部市 入朝田町 高岡市 水見市 小矢部市 射水市	11 10 11 8 9 9 8 8 9 9 9 11 10 10 9 10 10	土壤雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85 85 82 82 84	時点
、別表 3 市町村等を まとめた地域 東部南	市町村等 富山市	意報基準 ***********************************	75 108 93 88 85 88 85 85 86 78 102 104 83		東部南東部市東部北西部北	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市市 黒部部市 入轄町 朝岡市 水見市 小矢部市 射水市	11 10 11 8 9 8 9 9 9 11 10 10 9 10 8	土壤雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85 85 82 82 84 86 81	時点
表 3 市町村等を まとめた地域 東部南 東部北	市町村等 富山市	意報基準 ***********************************	75 108 93 88 85 88 85 90 86 78 102		東部南東部市東部北西部北	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市市 黒部部市 入轄町 朝岡市 水見市 小矢部市 射水市	11 10 11 8 9 8 9 9 9 11 10 10 9 10 8	土壤雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85 85 82 82 84 86 81	時点
表 3 市町村等を まとめた地域 東部南 東部北 西部北	市町村等富山市 舟橋村 上市町 立山津市 滑川市市 黒部町町 高川市市 外見市 小矢部市 射水 市 新水市市 新水市市 大統 市 南城市	表面兩量指数基準 11 10 11 8 9 8 9 11 10 10 10 9 10 8 8	75 108 93 88 85 85 85 85 90 86 78 102 104 83 83		東部南東部本地域東部南東部北西部北西部市	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市市 黒部部市 入轄町 朝岡市 水見市 小矢部市 射水市	11 10 11 8 9 8 9 9 9 11 10 10 9 10 8	土壤雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85 85 82 82 84 86 81	
(別表 3 市町村等をまとめた地域 東部南 東部北 西部南	市町村等富山市 井橋市町 立山市 魚津市 滑川市市 人第日町 高岡市 水見市 小矢部市 射水市 領波市	意報基準 ***********************************	75 108 93 88 85 85 85 85 86 78 102 104 83 83	り域内において	東部南東部市東部北西部北	富山市 舟橋村 上市町 立山町 魚津市 滑川市市 黒部部市 入轄町 朝岡市 水見市 小矢部市 射水市	11 10 11 8 9 8 9 9 9 11 10 10 9 10 8	土壤雨量指数基準 83 113 93 89 100 100 94 85 85 82 82 84 86 81	時点基か

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考								
単一の値をとる。		意報基準一								
(2)土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定している		覧表の解説								
が、別表1の土壌雨量指数基準には市町村等の域		として移設								
内における基準の最低値を示している。		こして沙欧								
<u> 竹にわける基準の取似胆を小している。</u>										

町村等をとめた地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市町村等							1	<u>令和2年8月6日現在</u>	時点修正
部南 富		流域雨量指数基準	複合基準 * 1	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 * 1	指定河川洪水予報による基準	.47////577
	富山市	松川流域= <u>2.4</u> , 井田川流域= <u>21.8</u> ,	神通川流域= (<u>5</u> , <u>52.9</u>)	常願寺川[大川寺],	東部南	富山市	松川流域=2.5, 井田川流域=21.2,	神通川流域=(<u>7</u> , <u>52.7</u>),	常願寺川 [大川寺] ,	
		熊野川流域=18. いたち川流域= <u>6.5</u> .	いたち川流域= (5, <u>5.2</u>) ,	神通川[大沢野大橋・神通大			熊野川流域=18, いたち川流域=7.4,	いたち川流域= (5, <u>5.5</u>),	神通川[大沢野大橋・神通大	
		古川流域=1.7. 土川流域=6.9.	古川流域= (5, 1) ,	橋]			古川流域=2.4, 土川流域=7.2,	古川流域= (5, 1.7) ,	橋]	
		太田川流域=4.3. 山田川流域=12.4.	土川流域= (9, <u>5.5</u>),				太田川流域=4.5, 山田川流域=14.4,	土川流域= (9, <u>5.7</u>) ,		
		坪野川流域= <u>3.9</u> , 白岩川流域= <u>17</u> . 下条川流域= <u>1.7</u>	<u>山田川流域= (9, 9, 9)</u> 坪野川流域= (<u>5</u> , <u>3</u>),				坪野川流域=3.6. 白岩川流域= <u>17.3</u> . 下条川流域= <u>2.5. 磯川流域=1.9</u>	坪野川流域= (<u>7</u> , <u>2.9</u>),		
		下来川流域-1.1	中野川流域= (9. 37), 白岩川流域= (9. 17),				下宋川派·攻- <u>2.5。[陳川流·攻-1.9</u>	1年至7月 次1495 - (<u>1</u> . <u>2. 9</u>),		
			下条川流域= (5, 2.5)					下条川流域= (<u>5</u> , <u>2.5</u>)		
								磯川流域= (9, 1.9)		
	舟橋村	白岩川流域=16.1	-	-		舟橋村	白岩川流域=16.5	-	-	
	上市町	早月川流域=16.3, 上市川流域=11.6,	_	_		上市町	早月川流域=16.3, 上市川流域=12.7,	_	_	
_	立山町	白岩川流域=13.6, 大岩川流域=6.9	ata Marini State - (C. O. C.)	常願寺川 [大川寺]		立山町	白岩川流域=13.3, 大岩川流域=6.1		常願寺川[大川寺]	
		白岩川流域= <u>10.8</u> , 栃津川流域= <u>5.8</u>	白岩川流域= (6, 8.6)	常願守川 [大川守]			白岩川流域= <u>11</u> ,栃津川流域= <u>7.6</u>	=	常願寺川 [大川寺]	
那北 魚	魚津市	早月川流域=18.9, 片貝川流域=14.4,	鴨川流域= (5, <u>2.6</u>),	-	東部北	魚津市	早月川流域=18.7, 片貝川流域=16,	鴨川流域= (5, <u>3.2</u>) ,	_	
		鴨川流域= <u>2.6</u> , 角川流域= <u>11.5</u> ,					鴨川流域=3.2, 角川流域=10.8,	角川流域= (5, 10.8),		
		布施川流域= <u>8.9</u> , 大座川流域= <u>4.6</u> , 坊田川流域=2.6	++ m (1) 24++- (E 2 6)				布施川流域= <u>10.4</u> , 大座川流域= <u>5</u> . 坊田川流域=2.6	大座川流域= (5, 5), 坊田川流域= (5, 2.6)		
9	滑川市	9 年月川流域= <u>18.9</u> ,上市川流域= <u>13.9</u>	坊田川流域= (5, 2.6) 早月川流域= (6, 15.1)			滑川市	9月川流域=18.8, 上市川流域=14.7	- 切田川派域 (3, 2.0)		
	黒部市		黒部川流域= (9, 36.6)	黒部川[愛本・愛本(下		黒部市		_	manu crit	
я	而 你	吉田川流域=3.1, 高橋川流域=5.6, 黒瀬川流域=6.8, 片貝川流域=16.7,	無部川流域= (9, 30.6), 高橋川流域= (<u>9</u> , <u>5.4</u>)	無部川 [変本・変本(ト		市借無	吉田川流域=3.1, 高橋川流域= <u>5.6</u> . 黒瀬川流域= <u>6.8</u> , 片貝川流域= <u>16.7</u> .	高橋川流域= (<u>6</u> , <u>4.5</u>)	黒部川 [愛本・愛本(下 流)]	
		無機川流域=10.0, 月貝川流域=10.7, 布施川流域=10.6	南個川川(4 4 (<u>9</u> , <u>5, 4</u>)	2/C)]			無瀬川流域− <u>0.0</u> . 万貝川流域− <u>10.7</u> . 布施川流域= <u>10.6</u>	南個川派學(<u>0</u> . <u>4.3</u>)	aic) 1	
7	入善町	入川流域= <u>2.5</u> , 舟川流域= <u>5.2</u>	_	黒部川 [愛本 (下流)]		入善町	入川流域= <u>3.7</u> . 舟川流域= <u>6</u>	_	黒部川[愛本(下流)]	
	朝日町	境川流域= <u>13. 1</u> . 笹川流域= <u>4. 6</u> .	_			朝日町	境川流域= <u>16.4</u> , 笹川流域= <u>7.3</u> ,	_		
,	+1111111	木流川流域= <u>3.6</u> . 小川流域= <u>12.9</u> .				471111	木流川流域= <u>3.2</u> . 小川流域= <u>17</u> .			
		舟川流域= <u>5.8</u>					舟川流域=6.8			
那北 清	高岡市	和田川流域=9.8. 千保川流域=6.5.	小矢部川流域= (8, 33.3),	庄川 [<u>小牧・</u> 大門] .	西部北	高岡市	和田川流域=6.1. 千保川流域=6.8.		庄川 [大門] .	
		祖父川流域=5.5. 中川流域=3.6,	和田川流域= (8, 9.8),	小矢部川 [長江]			祖父川流域=4.4, 中川流域=3.6,	和田川流域=(<u>5</u> , <u>6.1</u>),	小矢部川 [長江]	
		岸渡川流域= <u>5.6</u> . 子撫川流域= <u>8</u>	千保川流域= (5, <u>5.7</u>)				岸渡川流域= <u>5.1</u> . 子撫川流域= <u>8.2</u>	千保川流域= (5, <u>6.6</u>)		
ž	氷見市	神代川流域=4.1. 脇之谷内川流域	神代川流域= (<u>5</u> , <u>4.1</u>) ,	-		氷見市	神代川流域=4.5. 脇之谷内川流域	神代川流域= (5, <u>4.5</u>),	-	
		=3.9,	eta teta (a la constanta de l				= <u>4.9,</u>	<u> 脇之谷内川流域=(5, 4.9)</u>		
		宇波川流域= <u>5.4</u> , 阿尾川流域= <u>8.2</u> , 余川川流域= <u>7.9</u> , 上庄川流域= <u>13.8</u> ,	宇波川流域= (8, 4.3),				宇波川流域= <u>6</u> . 阿尾川流域= <u>9.2</u> , 余川川流域= <u>8.8</u> , 上庄川流域= <u>13.2</u> ,	宇波川流域= (<u>7</u> , <u>4.1</u>), 余川川流域= (8, 8.8),		
		仏生寺川流域=9.5, 泉川流域= <u>3.5</u>	上庄川流域= (9, 13.2),				仏生寺川流域=9.5, 泉川流域= <u>3.9</u>	上庄川流域= (9, 13.2),		
			仏生寺川流域= (5, 9.5),							
			泉川流域= (5, 3)					泉川流域= (5, 3)		
/	小矢部市	子撫川流域=13.6, 横江宮川流域	小矢部川流域= (7, 31.6),	小矢部川[津沢・石動・長		小矢部市	子撫川流域=13.4, 横江宮川流域		小矢部川 [津沢・石動・長	
		= <u>5. 2</u> ,	横江宮川流域= (5, <u>5.2</u>),	Σ]			= <u>7. 6</u> ,	横江宮川流域= (5, <u>7.6</u>),	江]	
		渋江川流域= <u>10.7</u>	渋江川流域= (5, <u>10.2</u>)				渋江川流域= <u>12</u>	渋江川流域= (5, <u>12</u>)		
Ą	射水市	和田川流域=10.6, 新堀川、鍛冶川流	和田川流域= (7, 7.4)	庄川 [大門] . 小矢部川 [長江]		射水市	和田川流域=11, 新堀川流域=8,	和田川流域= (7, 7.8)	庄川[大門]。	
		域= <u>5.4</u> . 下条川流域= <u>9</u>	新堀川、鍛冶川流域= (9, 5.4),	小大郎川 [技社]			下条川流域=9.9		小矢部川 [長江]	
			5.4/ 下条川流域= (9, 9),		西部南	砺波市	庄川流域= <u>44.4</u> , 和田川流域= <u>7.9</u> ,		庄川 [小牧]	
部南 石	砺波市	庄川流域= <u>45</u> . 和田川流域= <u>7</u> .	祖父川流域= (5, 3.8)	庄川 [小牧]			坪野川流域= <u>6.4</u> , 千保川流域= <u>4</u> ,	岸渡川流域= (5, <u>2</u>)		
		坪野川流域= <u>6.8</u> , 千保川流域= <u>2.8</u> ,	岸渡川流域= (5, 2.2)				祖父川流域=2.1, 岸渡川流域=2.3, 黑石川流域=4.3, 横江宮川流域=6.3,			
		祖父川流域=3.8, 岸渡川流域=2.8,	<u>黒石川流域=(5,3)</u>				煮石川流域- <u>4.3</u> , 模足呂川流域- <u>0.3</u> , 荒又川流域= <u>4.2</u>			
		黑石川流域= <u>3.7</u> .				南砺市	小矢部川流域= <u>19.6</u> , 渋江川流域	小矢部川流域= (5, <u>19.6</u>),	小矢部川 [津沢]	
		荒又川流域= <u>2.6</u>				. 12 100 - 1-	= <u>5. 6</u> ,	旅川流域= (6, <u>8</u>)		
P	南砺市	小矢部川流域=18.6. 渋江川流域	小矢部川流域= (5, <u>18.6</u>),	小矢部川 [津沢]			旅川流域= <u>10</u> ,山田川流域= <u>10.7</u> ,	山田川流域= (5, <u>10.7</u>),		
		= <u>4.9</u> ,	旅川流域= (6, 6.5)				大井川流域= <u>7.6</u>	大井川流域= (5, <u>7.6</u>)		
		旅川流域= <u>7.3</u> , 山田川流域= <u>10</u> ,	山田川流域= (5, <u>10</u>),							
		大井川流域= <u>6. 1</u>	大井川流域= (5, <u>6.1</u>)							

				山宗地域防火計画(風水	古州 人							
	到	見行地	域 防 災	計画		1	多正案	(変更剖	3分のみ	:記載)	備	考
	【洪水》	主意報基準	(別表4) の解	程記		(削除)					基準	改正の
•		流域雨量指		流域のすべての地点に		(1441/41/	_					警報·注
	<u>、 </u>	定している		流域雨量指数基準には								基準一
	<u></u>	,		点の基準値を示してい								金卓 の解説
			- わりる八衣地	点の基準値をかしてい								
	<u>る</u>										120	て移設
	$(2)^{\frac{1}{2}}$			おける代表地点の(表								
	<u> </u>	雨量指数、) の組み合わせによる								
	<u>基</u>	準値を示し										
	(3)	「指定河川沿	共水予報による	基準」の「○○川 [△								
	\triangle] は、「△	△基準観測点	で氾濫注意情報の発表								
	基	進を満たし	ている場合は	洪水注意報を発表す								
	<u>金</u> る	」ととを音	味する。									
	(1			○川流域の流域雨量指								
			を意味する。	甘油のミと甘油と制力								
		流域雨量指		基準のうち基準を設定								
				報の基準となる洪水予								
				については、その欄を								
		ー"で示し	<u>、ている。</u>									
	(別表:	5) 高潮警	報・注意報基準									
									22 年 5 月 27 日現在	-	時点個	多正
市町村等をまとめた地域	市町村等	警報	潮位 注意報	-	市町村等をまとめた地域	市町村等	警報	潮位	注意報			
東部南	富山市	1. Om	0. 7m		東部南	富山市	1. Om	0. 7m		=		
	舟橋村	-	-			舟橋村	-	-				
	上市町	-	-			上市町	-	-		-		
東部北	立山町 魚津市	1. Om	0. 7m	-	東部北	立山町 魚津市	1. Om	0. 7m		_		
	滑川市	1. Om	0. 7m	-	200000	滑川市	1. Om	0. 7m				
	黒部市	1. Om	0. 7m	1		黒部市	1. Om	0. 7m		1		
	入善町	1. Om	0. 7m			入善町	1. Om	0. 7m				
	朝日町	1. Om	0. 7m	_		朝日町	1. Om	0. 7m				
西部北	高岡市 氷見市	1. Om 1. Om	0. 7m 0. 7m		西部北	高岡市 氷見市	1. Om	0. 7m 0. 7m		-		
	小矢部市	-	- U. 7III	-		小矢部市	-	- U. 7III		-		
	射水市	1. Om	0. 7m	=		射水市	1. Om	0. 7m		1		
西部南	砺波市	_	-		西部南	砺波市	-	-		1		
	南砺市	-	-			南砺市	-	-				

	害編・火災編・個別災害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
【高潮警報・注意報の基準(別表5)の解説】		基準改正の
・高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す		ため警報・注
「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均		意報基準一
<u>海面 (TP) を用いる。</u>		覧表の解説
(注) 1 警報・注意報に東部、西部等の地域名を付し		として移設
たときの区分は次のとおりである。		
100 C 10 E 10 C 10 C 10 C 10 C 10 C 10 C		
区分市町村		
東部北 朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市		
西部北 高岡市、射水市、氷見市、小矢部市 西部		
西武南 砺波市、南砺市		
の一変字は海棚に割井した料はは、空山田にな		
2 発表基準欄に記載した数値は、富山県にお		
ける過去の災害発生頻度と気象条件との関係		
を調査してきめたものであり、気象要素によ		
って災害発生を予想する際の具体的な目安で		
<u>ある。</u>		
また、概ね平地は海抜 200m 未満。山間部は		
<u>200m 以上の地域である。</u>		
3 警報・注意報は、その種類にかかわらず解		
除されるまで継続される。また、新たな警報・		
注意報が発表されるときは、これまで継続中		
の警報・注意報は自動的に解除され、新たな		
<u>警報・注意報にきりかえられる。</u>		
4 有義波とは、一連の波高を大きい順に並べ		
<u>たとき、大きい方から全体の1/3を平均し</u>		
<u>たものである。</u>		
	【警報・注意報基準一覧表の解説】	基準改正の
	(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発	ため項目ご
		との警報・注
	表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・	意報基準一
	津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこ	覧表を統合
	<u>と。</u>	して移設
	(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して	12 12
ı		1 1

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
	行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨	<u> </u>	· · ·
	を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本		
	表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。		
	(3) 大雨、洪水、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注		
	意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「〇〇以		
	上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報		
	では、基準における「○○以下」の「以下」を省略した。な		
	お、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、		
	<u>省略は行っていない。</u>		
	(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる		
	「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。		
	(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・		
	注意報についてはその欄を斜線で、大雨警報・注意報の土壌		
	雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複		
	<u>合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注</u>		
	意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合については		
	その欄を"一"で、それぞれ示している。		
	(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想さ		
	れる場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達した。		
	すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準		
	に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」		
	として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨		
	警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」		
	の基準をそれぞれ示している。		
	(7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内		
	<u>において単一の値をとる。</u> (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定		
	しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値		
	を示している。		

現行地域防災計画	■ (風水音編・火火編・個別火音編)新旧対照表 修正案(変更部分のみ記載)	備	考
	_(9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量		
	指数10.5以上」を意味する。		
	(10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべて		
	の地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表		
	地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村		
	等において主要な河川は存在しないことを表している。		
	(11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表		
	地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる		
	<u>基準値を示している。</u>		
	_(12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川		
	$[\triangle \triangle]$ 」は、洪水警報においては「指定河川である $\bigcirc\bigcirc$ 川		
	に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒		
	情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪		
	水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく		
	「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしてい		
	る場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。		
	(13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表		
	す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる		
	が、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面ある		
	いはMSL(平均潮位)等を用いる。		
	(14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわ		
	る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない		
	状態となることがある。このような場合は、非常措置として		
	<u>基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがあ</u>		
	る。また、このような状態がある程度長期間継続すると考え		
	られる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を 必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常よ		
	り低い基準で運用することがある。		
	<u>ツ肉ヾ密牛(建用することががる。</u>		
	ı		

現行地域防災計画			E案(変更部分のみ記載)	備考
(追加)	1			
	_	(3) 気象警報		近年発表を開
		一次細分区域	市町村等を市町村まとめた地域	始した情報類 追加
		-in-last	東部北朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市	
		東部	東部南富山市・立山町・上市町・舟橋村	
		जान रोग	西部北 高岡市・射水市・氷見市・小矢部市	
		西部	西武南 砺波市・南砺市	
<u>(追加)</u>	3		は水警報の危険度分布等(富山地方気象台)	近年発表を開
		種類	概 要	始した情報類
		_	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測	追加
			を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分	
			けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土	
			壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新し	
			ており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情	
		大雨警報(土砂	報等が発表されたときに、どこで危険度が高まる	
		災害) の危険度	かを面的に確認することができる。	
		分布(土砂災害	・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」	
		警戒判定メッシ	(濃い紫):避難が必要とされる警戒レベル4に 相当。	
		ュ情報)	<u>恒当。 </u> ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされ	
			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
			・「注意」 (黄) : 避難に備えハザードマップ等	
			により災害リスク等を再確認するなど、自らの避	
			難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相	
			<u>当。</u>	
			短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの]
			予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に	
		大雨警報(浸水	色分けして示す情報。	
		<u>害)の</u>	1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時	
		危険度分布	10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等	
			が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを	
			面的に確認することができる。]
		洪水警報の危険	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川	
		度分布	(水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の]

現行地域防災計画			修正案(変更部分のみ記載) 備 湯	考
			危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概	
			ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時	
			間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分	
			ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたと	
			きに、どこで危険度が高まるかを面的に確認する	
			<u>ことができる。</u>	
			・「非常に危険」(うす紫): 避難が必要とされ	
			る警戒レベル4に相当。	
			・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされ	
			<u>る警戒レベル3に相当。</u>	
			・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等	
			により災害リスク等を再確認するなど、自らの避	
			難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相	
			<u>当。</u>	
			水位周知河川及びその他河川の各河川を対象とし	
			て、上流域での降雨によって、下流の対象地点の	
			<u>洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6</u>	
		流域雨量指	数の 時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報	
		<u>//// </u>	―― 等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集ま	
		1 K1 E	り流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指	
			数」について、洪水警報等の基準への到達状況に	
			応じて危険度を色分けし時系列で表示したもの	
			を、常時10分ごとに更新している。	
	4		情報(警報級の可能性)(富山地方気象台) 近年発表を	
			での警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段 始した情報	
			れる。当日から翌日にかけては時間帯を区切っ 追加	
			報の対象地域と同じ発表単位(富山県東部など)	
			から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の	
			<u>同じ発表単位(富山県)で発表される。大雨に関</u> までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合	
			ま <u>ての新聞にに同じくはに出いている場合</u> の心構えを高める必要があることを示す警戒レベ	
		<u>は、火音へ</u> ル1である		
2 富山県気象情報(富山地方気象台)	5		<u>。</u> 象情報(富山地方気象台)	
(略)	"	шшлх		

現行地域防災計画

修正案 (変更部分のみ記載)

備考

3 土砂災害警戒情報(県土木部、富山地方気象台)

大雨警報(土砂災害)発表中に大雨による土砂災害発生の 危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際 の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県は富山地方気 象台と共同で市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表し通知 する。

(略)

4 記錄的短時間大雨情報(富山地方気象台)

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(追加)

5 竜巻注意情報(富山地方気象台)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、<u>府県予報区単位</u>で発表する。 (追加)

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

<u>6</u> 指定河川洪水予報(富山地方気象台、北陸地方整備局) (略) 6 土砂災害警戒情報(県土木部、富山地方気象台) 大雨警報(土砂災害)の発表中、命に危険を及ぼす土砂災 害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町 村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援 するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける 情報で、県と富山地方気象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報 (土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報) で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4 に相当。

7 記錄的短時間大雨情報(気象庁)

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中 小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈 な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高 まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する 必要がある。

8 竜巻注意情報(気象庁)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を一次細分区域単位で発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9 指定河川洪水予報(富山地方気象台、北陸地方整備局)

近年発表を開始した情報類 追加

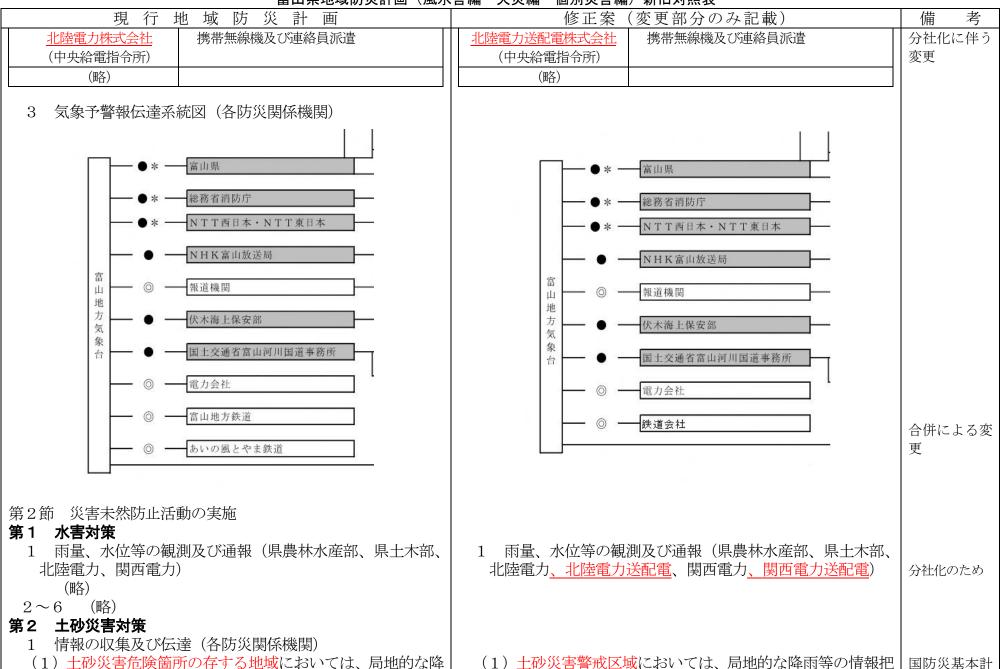
実情に応じた 変更

近年発表を開始した情報類 追加

実情に応じた 変更

近年発表を開 始した情報類 追加

		現行地域	防災計画		修正案(変)	更部分のみ記載)	備	考
	種 類	標題	概要	種 類	標題	概要		
	洪水予報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに	近年発	
			発表される。			発表される。		情報類
			新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援			新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援	追加	
			活動等が必要となる。			活動等が必要となる。災害がすでに発生している		
						状況であり、命を守るための最善の行動をとる必		
					_	要があることを示す警戒レベル5に相当。		
		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上		
			の状態が継続しているときに発表される。			の状態が継続しているときに発表される。		
			いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等			いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等		
			の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避			の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避		
			難勧告等の発令の判断の参考とする。			難勧告等の発令の判断の参考とする。 <mark>避難が必要</mark>		
					_	とされる警戒レベル4に相当。		
		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判		
			断水位に達し <u>さらに</u> 水位の上昇が見込まれると			断水位に達し <mark>更に</mark> 水位の上昇が見込まれるとき		
			きに発表される。			に発表される。		
			避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段			避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考		
			<u>階であり、</u> 避難準備 <u>情報</u> ・高齢者等避難開始の発			とする。 <u>高齢者等の避難</u> が必要とされる警戒レベ		
			令の判断の参考とする。			ル3に相当。		
		氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し <u>さらに</u> 水位の上昇が見込	<u>洪水注意</u>	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し <mark>更に</mark> 水位の上昇が見込ま		
			まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水	<u>報</u>		れるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位		
			位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位			未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に		
			に達したが水位の上昇が見込まれないときに発			達したが水位の上昇が見込まれないときに発表		
			表される。			される。		
			氾濫の発生に対する注意を求める段階である。			避難に備えハザードマップ等により災害リスク		
						等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必		
						要とされる警戒レベル2に相当。		
第2~		(略)						
1 .	伝達体制							
$\frac{1}{2}$	(略)		+/// HB 147 LW HB)					
		伝達体制(各図						
			「気象台との専用通信施設又は公共 しない。 *** の古社は ***					
			には、次の方法により予警報の受					
11		を図るものとす	<u>්</u>	/m & \	1			
	(略)			(略)				



	日偏 八久偏 固洲人日偏/ 利日為無数		
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制	握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土	画の修正	に伴
を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の	砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期	う変更	
状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生	把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に		
命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとす	関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。土砂災		
る。土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土	害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒		
砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気	情報・ <u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布</u> などの気象情報		
象情報の解説に努める。	の解説に努める。		
(2) (略)			
(3) 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフラ	(3) 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフラ		
イン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又	イン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又		
は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に	は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に	国防災基	本計
危険が予想される <u>土砂災害危険箇所</u> 周辺の住民に対して	危険が予想される <u>土砂災害警戒区域</u> 周辺の住民に対して	画の修正	に伴
は、極力個別伝達に努めるものとする。	は、極力個別伝達に努めるものとする。	う変更	
$2 \sim 8$ (略)			
第3節 応急活動体制			
第1 県の活動体制			
1 (略)			
2 県災害対策本部等の設置(県総合政策局)			
(1) (略)			
(2)組織			
ア本部			
(ア) ~ (イ) (略)			
県災害対策本部組織図			



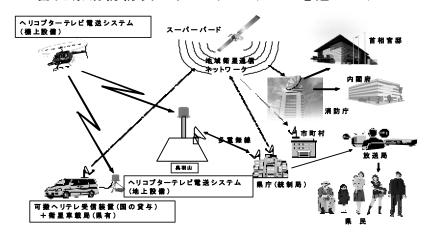
	音補・人火補・個別火音補) 初口対照衣	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チ	干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対	緊急消防援助
ーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チーム	策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対	隊の応援等の
を配置する。	策チームを配置する。	要請等に関す
		る要綱(消防
		庁)に準拠
		/1/ (=+1/6
(追加)	エ 本部室の所掌業務は次のとおりとする。	字句修正
$(\mathcal{P}) \sim (\mathcal{P})$ (略)	<u>一 本印主の別手未務は外のこわりこりる。</u>	于可修正
(7) (略)		
(8) 非常 (緊急) 災害現地対策本部との連携		
災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を		
設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、		
適切な災害応急対策の実施に努める。		〈各編共通〉
	また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議におい	国防災基本計
	て、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災	画の修正に伴
	地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう	う変更
	努めるものとする。	
(9) (略)		
第2~第5 (略)		
第4節 情報の収集・伝達		
第1 被害状況等の収集・伝達活動		
$1\sim3$ (略)		
4 被害情報の収集活動(県各部局)		
$(1) \sim (2)$ (略)		
(3) ヘリコプター保有機関による上空からの情報収集	(3) ヘリコプター <mark>等</mark> 保有機関による上空からの情報収集	
県消防防災へリコプター及び自衛隊、国土交通省や海上	県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海	
保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災へリコ	県	
プター、県警へリコプター及び国土交通省へリコプターの	コプター、県警へリコプター及び国土交通省へリコプター	
ヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。	のヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集す	BL /// ++ 1 = 1 = 1
() () () ()		防災基本計画
	また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応	の修正を受け
	じて撮影等により情報を収集する。_	ての追加、修
		正

現行地域防災計画

修正案 (変更部分のみ記載)

備考

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



 $(4) \sim (9)$ (略)

5 被害情報等の収集担当部班(室課)(県各部局)

被害項目	担 当 部 班	備考(室課名)
(略)		
鉄道施設被害	観光・交通・地域振興部 地域交通・新幹線 政策班	総合交通政策室
空港施設被害	観光・交通・地域振興部 航空政策班	総合交通政策室

 $6 \sim 7$ (略)

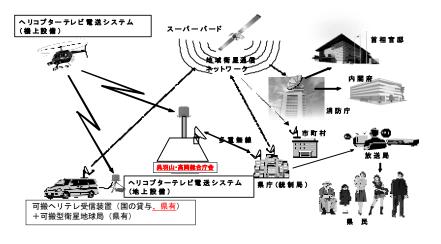
第2 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。

(追加)

1 (略)

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



被害項目	担 当 部 班	備考(室課名)
(略)		
鉄道施設被害	観光・交通振興部 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室
空港施設被害	観光・交通振興部 航空政策班	総合交通政策室

〈各編共通〉 県機構改革に 伴う変更

国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴 う変更

現行地域防災計画

- 2 無線電話(県総合政策局、県経営管理部、NTTドコモ)
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 衛星携帯電話

県は、衛星<mark>携帯電話</mark>を整備し、積極的に活用する。

- $(5) \sim (6)$ (略)
- 3 (略)
- 4 その他(各防災関係機関)
 - (1) 利用できる主な施設

ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法 第28条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
(略)	
電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線

イ~ウ (略)

(2) (略)

第3 広報及び広聴活動

- 1 広報活動(各防災関係機関)
- (1)(略)
- (2) 広報活動の内容
- ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため災害情報共有システム(Lアラート)等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア)~(オ) (略)

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、

(4) 衛星通信

県は、衛星通信を整備し、積極的に活用する。

修正案 (変更部分のみ記載)

ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法 第11条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
(略)	
電気事業用無線	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力(株)、 <u>関西</u>
	電力送配電(株)の各関係機関を結ぶ回線

条項誤り修正

〈各編共通〉

う変更

国防災基本計

画の修正に伴

考

〈各編共通〉 分社化のため

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時の下M放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート(災害情報共有システム)等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、

〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴 う変更

表記を統一するため字句修正

〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴

_	自 山东地域的炎而邑(風水	音桶 - 火火桶 - 個別火音桶/ 利旧对思衣	
ſ	現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
Ī	インターネット、臨時のFM放送、携帯端末の緊急速報メ	広報車、ハンドマイク、掲示板 <u>、チラシの張り出し、配付</u>	う変更
	ール機能等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。	<u>等の紙媒体</u> 等に加え、ケーブルテレビ、 <u>ウェブサイト、ソ</u>	
	また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため <mark>災害情報共</mark>	<u>ーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時</u>	
	<u>有システム (Lアラート)</u> 等による伝達手段の多重化・多	のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報	表記を統一す
	様化に努めるものとする。	を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するた	るため字句修
		め <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u> 等による伝達手段	正
	(ア) ~ (オ) (略)	の多重化・多様化に努めるものとする。	
	$(3) \sim (4)$ (略)		
	2 (略)		
	第5節 (略)		
	第6節 広域応援要請		
	第1 相互協力		
	$1 \sim 2$ (略)		
	3 応援受入体制の確立(県総合政策局、市町村)		
	(1)連絡体制の確保		
	県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、		
	又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状		
	況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、		
	必要な情報連絡を行う。		
	(追加)	県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗	〈各編共通〉
		状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災	国防災基本
		市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及	計画の修正
		び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速	に伴う変更
		<u>に行われるよう努めるものとする。</u>	
	$(2) \sim (3)$ (略)		
	4 (略)		
	第2 (略)		
	第7節 救助・救急活動		
	第1~第2 (略)		
	第3 消防応援要請		
	$1 \sim 2$ (略)		
	3 消防庁の対応		
	(略)	ナた 古海 1 ニュル電炊の土担性と巛 ウコルギル牡焼炊の水	/友/冠址/圣\
	また、東海地震等の大規模な災害又は毒性物質等の発散などの特殊な災害なる。	また、南海トラフ地震等の大規模な災害又は毒性物質等の発	〈各編共通〉
	の特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対	散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの	字句修正

	害編・火災編・個別災害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をと	緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措	
ることを指示することができることとなっている。	置をとることを指示することができることとなっている。	
(略)		
5 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備(市町村) (1)~(2) (略)		〈各編共诵〉
(3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報	(3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 (へ	「富山県緊急
(3) TO THE TANK THE T	リコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等)	消防援助隊受
$(4) \sim (5)$ (略)		援計画」に準
		拠
第4 (略)		
第8節 医療救護活動		
第1~第6 (略)		
第7 医薬品、血液の供給体制		
1 医薬品等の供給(県厚生部) (1)災害直後の初動期の医薬品等の供給		
(1) 火音直後の初勤期の医栄而寺の保和 (略)		
不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害	不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害	〈各編共通〉
時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、	時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県	新たに協定を
及び薬業関係団体(富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等)	医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関	締結したため
や国の協力を得て、調達し供給する。	する協定書」に基づき、薬業関係団体(富山県薬剤師会、	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	富山県薬業連合会等)や国の協力を得て、調達し供給する。	
(2) (略)		
2 (略)		
第8~第10 (略)		
第9節 避難活動		
第1~第2 (略)		
第3 避難所の設置・運営		
1 避難所の開設(市町村) (1) (略)		
(1) (哈) (2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県(災害	(2)避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県(災害	〈各編共诵〉
対策本部)及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡す	対策本部)及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡す	は雑状況の
る。	る。また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民	広報につい
ν ₀	にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。	て追記
		- ~_ HJ

	書編・火災編・個別災書編)新旧対照表	
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(3) ~ (6) (追加) 2 避難所の運営(県総合政策局、県厚生部、県土木部、市町村)	(7) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴 う変更
(1)~(4) (略)(5)市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。(以下、略)(6)(略)	(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進する とともに、男女のニーズの違い等男女双方 <u>及び性的少数</u> <u>者</u> の視点等に配慮するものとする	〈各編共通〉 「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」に おいて「性的指向、性自認」とし
(追加) 3~4 (略) 第4 要配慮者の支援	(7) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホーム レスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れ ることとする。 ▶	て重要課題は では ない で 重要課題 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
1~2 (略) 3 外国人の援護対策(県観光・地域振興局、市町村) (1)~(2) (略)	3 外国人の <u>支援</u> 対策(<mark>県総合政策局、</mark> 県観光・地域振興局、 市町村 <mark>、報道機関</mark>)	〈地・風・雪〉 県機構改革に 伴う変更 表記を統一す るため字句修 正
第5 (略) 第6 飼養動物の保護等 1 飼養されていた家庭動物の保護等(市町村、県厚生部) (1) (略) (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市 町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づ		

富山県地域防災計画(風水	害編・火災編・個別災害編)新旧対照表		
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備	考
き、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、で きる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。			
	市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のた	〈各編共法	通>
	めの避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動	国防災基	基本計
	物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努め	画の修正	Eに伴
	るものとする。	う変更	
また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護		•	
団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物につ		•	
いて適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛		•	
生の維持に努める。		•	
2 (略)		•	
第 10 節 交通規制・輸送対策		ı	
第1 (略)		•	
第2 緊急交通路の確保		•	
$1 \sim 2$ (B)		•	
3 緊急航空路の確保(県総合政策局)		•	
災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・	災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・	〈地・風	•雪>
物資の輸送を迅速に行う必要がある。	物資の輸送を迅速に行う必要がある。	「富山県	
このため、県災害対策本部航空班は、ヘリコプターの運航	このため、県災害対策本部航空運用調整班は、ヘリコプタ	消防援助	
状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件な	一の運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使	接計画	-
どヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター	用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリ	拠	
<mark>運航</mark> 管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ	コプター動態管理システム」を活用し、ヘリコプターによる	,	
効率的な人員・物資輸送を行う。	迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。	•	
第3~第4 (略)	727EW - 7/31 FB 007 092 1107E C 13 7 0	•	
第11節 (略)		•	
第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策		•	
第1 (略)		,	
第2 ごみ、災害廃棄物の処理		•	
1 (略)		•	
2 災害廃棄物処理(県生活環境文化部、市町村)		•	
市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に		ı	
基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害		ı	
状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行		ı	
計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、		ı	
廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛		ı	
加木网络水色似、对加 松红 口具侧门、 / / 1 / 1			ļ

	(害編・火災編・個別災害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 (追加)	加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。	〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴 う変更
県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。 3 広域的な支援・協力(県生活環境文化部、市町村)県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、(一社)富山県産業廃棄物協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。(資料「9ー11 ごみ処理施設一覧」) 第3 (略) 第4 防疫対策 災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。	3 広域的な支援・協力(県生活環境文化部、市町村) 県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他 市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県 構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援 活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理 を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保す るため、国や隣接県等に対して支援を要請する。(資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」)	つ変更 <地・風・雪〉 組織名改称の ため
1~2 (略)	市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	〈各編共通〉 国防災基本計 画の修正に伴 う変更

	(音編・火災編・個別災告編) 新旧対照表	T
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第5 (略) 第13 節〜第14 節 (略) 第15 節 ライフライン施設の応急復旧対策		
第 1 電力施設	1 初動活動体制(北陸電力 <u>、北陸電力送配電</u>)	〈地・風・雪〉 分社化のため
2 情報の早期収集と伝達(北陸電力) (略)	2 情報の早期収集と伝達(北陸電力 <u>、北陸電力送配電</u>)	
3 広報サービス体制(北陸電力) (略)	3 広報サービス体制(北陸電力 <u>、北陸電力送配電</u>)	
4 応急復旧活動(北陸電力) (略)	4 応急復旧活動(北陸電力 <u>、北陸電力送配電</u>)	
第2~第5 (略) 第16 節 公共施設等の応急復旧対策 第1 (略)		
第2 鉄道施設等 1 初動活動体制(JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株) <u>、富山ライトレール(株)</u>) (略)	第2 鉄道施設等 1 初動活動体制(JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、 富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、 <u>Ç通振興局</u>)	合併による削除 実情に応じた 変更
2 初動措置 (JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道 (株)、 富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、富山ライ トレール(株) (略)	2 初動措置(JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、 富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株) <u>、県観光・</u> <u>交通振興局</u>)	
3 公共交通機関による輸送の確保(JR西日本(株)、あいの 風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、 万葉線(株)、富山ライトレール(株) (略)	3 公共交通機関による輸送の確保 (JR西日本(株)、あいの 風とやま鉄道 (株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、 万葉線(株) 、県観光・交通振興局	
第3 社会公共施設等 風水害により被災した医療施設、社会福祉施設等については、		
次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。 (追加)	県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した	
	病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が 保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設	〈各編共通〉 国防災基本計

	(害編・火災編・個別災害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
	の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の	画の修正に伴
	<u>把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるも</u>	う変更
	<u>のとする。</u>	
	県は、国、電力会社等と調整を行い、電源車等の配備先を決定	
	し、電力会社等は、電源車等の配備に努めるものとする。	
$1\sim5$ (略)		
第 17 節~第 18 節 (略)		
第 19 節 教育・金融・労働力確保対策		
第 1 (略)		
第2 応急金融対策		
1 (略)		
2 金融機関による非常金融措置の実施(北陸財務局、日本銀	2 金融機関による <mark>金融上の措置</mark> の実施(北陸財務局、日本銀	〈地・風・雪〉
行、県商工労働部、県農林水産部)	行、県商工労働部、県農林水産部)	日銀防災業務
災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認め	災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認めら	計画の内容に
られる範囲内で、金融機関に対して、次の非常金融措置を実	れる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施す	沿って修正
施するよう要請する。	るよう要請する。	
(1) <u>非常金融措置の実施</u>	(1) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	
被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金	被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金	
<u>融機関に対し、次のような非常措置をとるよう要請する。</u>	融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の	
	金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。	
ア〜エ (略)		
<u>(追加)</u>	オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速	
	<u>かつ適切な措置をとること。</u>	
(2) <u>金融措置</u> に関する広報	(2) <u>金融上の措置の実施等</u> に関する広報	
金融機関の営業開始、休日営業、預貯金の便宜払戻措置及	金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行った	
び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置については、金融機関	とき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたと	
と協力し速やかにその周知徹底を図る。	きは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者	
	と協力して速やかにその周知徹底を図る。	
第3 (略)		
第 20 節 (略)		
第3章 災害復旧対策 (略)		
第1節 民生安定のための緊急対策		
第1 被災者の生活確保		
$1 \sim 7$ (略)		
8 失業者(休業者)の生活の安定対策等(富山労働局、県厚		

現行地域防災計画 修正案(変更部分のみ記載) 備 生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫) (1)~(3) (略) (4)離職者に対する生活資金の支援ア(略) イ 総合支援資金の貸付 大業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立 大業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立 〈各編共)	考
(1)~(3) (略) (4)離職者に対する生活資金の支援 ア (略) イ 雑職者支援資金の融資 イ 総合支援資金の貸付	直〉
(4) 離職者に対する生活資金の支援 ア (略) イ <u>離職者支援資金の融資</u> イ 総合支援資金の貸付	直〉
ア (略) イ <u>離職者支援資金の融資</u> イ 総合支援資金の貸付	<u>有</u> 〉
イの離職者支援資金の融資というでは、イン総合支援資金の貸付というでは、	<u>有</u> 〉
	重 >
失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立 会編共	<u> </u>
<u>を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。</u> <u>て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)</u> 離職者支	接資
<u>と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うこと</u> 金が総合	·支援
により自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金(総合)資金に改	:めら
<u>支援資金)貸付けを行う。</u> れたこと	に伴
(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者 (ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者 う変更	
① 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった ① 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生	
世帯であること <u>活に困窮し、日常生活の維持が困難となっているこ</u>	
② 生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等 ② 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能	
仕事に就く努力をしていること	
③ 生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込 ③ 現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保	
<u>めること</u> <u>給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれ</u>	
<u>ること</u> のルゴ ナンゼ 27時間 のロス さった (はロ(を用人)) のた (の	
④ 生計中心者が離職の日から2年(特別な場合は3年) ④ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行う	
<u>を超えていないこと</u>	
() 供利力 () 老が見用保険の、処地保険者では、な者に () 供業体外は、職業制体を建物は全体が行為、生活保護・年入策	
⑤ 生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に 係る求職者給付を受給中でないこと ⑤ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等 の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることがで	
<u>係る求職者給付を受給中でないこと</u> <u>の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることがで</u> きず、生活費を賄うことができないこと	
(イ)貸付期間 貸付けを希望する月から12月以内の期間 (イ)貸付期間 原則3月以内	
ただし、当該期間内であって、次の期間は (ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合など)	
除かれる。	
① 離職の日から2年(技能取得等の特別の場合は3年) (削除)	
を経過した日の属する月の翌月以降	
② 就職した日の属する月の翌々月以降	
(ウ)貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあって (ウ)貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあって	
は月額 10 万円 は月額 15 万円	
(エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間 (エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間	
経過後、 <u>7年以内</u> 経過後、 <u>10年以内</u>	

富山県地域防災計画(風水	害編・火災編・個別災害編)新旧対照表	
現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(オ) 利率 年 <u>3</u> %。ただし <u>据置期間中は</u> 無利子	(オ) 利率 年 <u>1.5</u> %。 ただし 保証人がいれば無利子	
(力) (略)		
9 (略)		
10 罹災証明書発行体制の整備(県厚生部、市町村)		
(略)		
また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書		
の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・		
資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村		
に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわ		
たる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのな		
いよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検		
討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被		
災市町村間の調整を図るものとする。		
(追加)	県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に	〈各編共通〉
	係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に	国防災基本計
	当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配	画の修正に伴
	信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよ	う変更
	うな工夫をするよう努めるものとする。	
11~12 (略)		
第2 (略)		
第3 税の徴収猶予及び減免等		
1 県の措置(県経営管理部)		
(1) 期限の延長		
ア (略)		〈地・風・雪〉
イ ア以外の場合、納税者等の申請により災害が <u>収まった</u>	イ ア以外の場合 <mark>は</mark> 、納税者等の申請により災害が <u>やんだ</u>	法令用語等に
日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者に	日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者に	準じて修正
ついては30日以内において期限を延長する。	ついては30日以内において期限を延長する。	
$(2) \sim (3)$ (略)		
(4) 減免等		
被災した納税者等に対し、各税目(個人の県民税、地方	被災した納税者等に対し、各税目(個人の県民税、地方	
消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く)ごとに法	消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く。)ごとに	字句修正
令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほ	法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行う	
か、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証	ほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税	
明書の交付申請手数料についても減免を行う。	証明書の交付申請手数料についても減免を行う。	
2 (略)		

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第4 (略)	心上朱(久天即力 ツ か 山 戦 /	V用 ¹ ラ
第4		
第2印 (略) 第3節 公共土木施設の災害復旧計画		
第 1 ~ 第 2 (略)		
第3		
一行制度の活用(北陸地方整備局、県土木部、市町村)		
- 1 (元) - 2 指定区間外の国道	2 県管理道路及び市町村道	〈地・風・雪〉
2 <u>15 たと同グマン国を</u> 指定区間外の国道において、工事が高度の技術を要する場	2 <u>米自径道は次の刊刊</u> 指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高	令和2年5月
合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認	度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施す	20 日 道路法
める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、	ることが適当であると認める場合においては、必要に応じて	等の一部を改
必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復	国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工	正する法律の
旧に関する工事を行う。	事を行う。	成立による権
3 重要物流道路等	(削除)	限代行の適用
重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度		範囲の拡大に
な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国		伴う変更
による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事		
<u>を行う。</u>		
<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)	
火災編		
第1章 火災予防対策		
第1節~第6節		
第7節 防災行動力の向上		
対策の体系		
第 1 防火意識の高揚 1 火災予防思想の普及	第 1 防火意識の高揚 1 火災予防思想の普及	
防	防	字句修正
防	防	
向	の 上	
上 第 3 防災訓練の充実	工	
第 4 要配慮者の安全確保	第 4 要配慮者の安全確保	
 第1~第4 (略)		
第2章 火災応急対策		
NA C TO TOURNIAN		l l

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表 現行地域防災計画 修正案 (変更部分のみ記載) 考 第1節 火災警報等の伝達 第1 火災気象通報(富山地方気象台) 富山地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると 富山地方気象台長は、消防法第22条第1項の規定により、気 「火災気象 象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を 認めるときは、その状況を直ちに知事に通報するものとする。 通報業務に 富山地方気象台長が知事に通報する火災気象通報の基準は、気 直ちに知事に通報するものとする。 関する協定 1 対象地域市町村を単位とする。 に基づく実 2 実施基準 施細目」 気象官署(富山・伏木)における実効湿度が65%以下で 最小湿度40%以下となり、県内の最大風速が7m/s以上 「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準と同一とする。 (R2, 2, 14 となる見込みのとき。 、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を 改正)に応じ 2 県内で平均風速10m/s以上が、1時間以上連続して吹 **含む**) が予想される場合には、通報を実施しないときがあ た変更 くと予想されるとき。(但し、降雨や降雪を伴うときは通報し る。 ないこともある。) 第2~第3 (略) 第2節~第19節 (略) 第3章 火災復旧対策 (略) 個別災害編 第1章 火山災害対策 第1節 火山災害予防対策 第1 (略) 第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等 $1 \sim 4$ (略) 5 火山観測体制(気象庁)

9 / 1 P	
観測点名	観測機器
室堂平	地震計、傾斜計、空振計
炎高山	地震計
瀬戸蔵山西	監視カメラ
紺屋橋上部	GNSS

第3~第5 (略)

第2節~第3節 (略)

第2章~第3章 (略)

第4章 鉄道災害対策

第1節 鉄道災害予防対策

第1 鉄軌道交通の安全確保

1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実(富山地方気象台、 JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、

観測点名	観測機器
室堂平	地震計、傾斜計、空振計
炎高山	地震計
<u>芦峅</u>	監視カメラ
紺屋橋上部	GNSS

実情に応じた変更

1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実 (<u>県観光・交通振興</u> 局、富山地方気象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富

県の主管部局 の追加

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表 現行地域防災計画 考 修正案 (変更部分のみ記載) 富山ライトレール(株)) 山地方鉄道、万葉線) 合併による削 2 鉄軌道の安全な運行の確保(北陸地方整備局、県土木部、 2 鉄軌道の安全な運行の確保(県観光・交通振興局、北陸地 IR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、 方整備局、県土木部、IR西日本、あいの風とやま鉄道、富 山地方鉄道、万葉線) 富山ライトレール(株)) 3 鉄軌道の安全性の確保(JR西日本、あいの風とやま鉄道、 3 鉄軌道の安全性の確保(県観光・交通振興局、JR西日本、 富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)) あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) 4 鉄軌道交通環境の整備(IR西日本、あいの風とやま鉄道、 4 鉄軌道交通環境の整備(県観光・交通振興局、IR西日本、 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者) 富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)、各道路管理 者) 5 再発防止対策の実施(IR西日本、あいの風とやま鉄道、 5 再発防止対策の実施(県観光・交通振興局、IR西日本、 富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)) あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) 6 各種データの整備保存(JR西日本、あいの風とやま鉄道、 6 各種データの整備保存(<mark>県観光・交通振興局、</mark>JR西日本、 富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)) あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) 第2 防災活動体制の整備 1 通信連絡体制の整備(JR西日本、あいの風とやま鉄道、 1 通信連絡体制の整備(県観光・交通振興局、JR西日本、 富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)、各防災関係 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機 機関) $(1) \sim (2)$ (略) $2 \sim 3$ (略) 第3 救援・救護体制の整備 1 消火体制の整備(JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山 1 消火体制の整備(<mark>県観光・交通振興局、IR</mark>西日本、あい 地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)) の風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) $(1) \sim (2)$ (略) 2 救助・救急体制の整備(JR西日本、あいの風とやま鉄道、 2 救助・救急体制の整備(県観光・交通振興局、JR西日本、 富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)) あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) $(1) \sim (2)$ (略) 3~4 (略) 第4 防災訓練の充実 1 防災訓練の実施(IR西日本、あいの風とやま鉄道、富山 1 防災訓練の実施(県観光・交通振興局、JR西日本、あい 地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)、各防災関係機関) の風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関) $(1) \sim (2)$ (略) 2 実践的な訓練の実施と事後評価(県観光・交通・地域振興 2 実践的な訓練の実施と事後評価(県観光・交通振興局、市 県機構改革に

葉線)

町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万

伴う変更

局、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄

道、万葉線、富山ライトレール(株))

(略)

 $(1) \sim (2)$

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表		
現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
第2節 鉄道災害応急対策 第1 応急活動体制 1 鉄軌道事業者の活動体制(JR西日本、あいの風とやま鉄 道、富山地方鉄道、万葉線 <u>富山ライトレール(株)</u>) (1)~(3) (略) 2~6 (略)	1 鉄軌道事業者の活動体制(<mark>県観光・交通振興局、</mark> JR西 日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線)	県の主管部局 の追加 合併による削 除
第2~第3 (略) 第4 救助・救急活動 1 救助活動(自衛隊、県警察本部、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株) (1)~(4) (略)	 救助活動(自衛隊、<mark>県観光・交通振興局、</mark>県警察本部、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) 	県の主管部局 の追加 合併による削 除
2 (略) 3 消火活動(市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線 <u>、富山ライトレール(株)</u>) (1) ~ (3) (略)	3 消火活動(<mark>県観光・交通振興局、</mark> 市町村、JR西日本、 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線)	
第5~第8 (略) 第9 代替交通手段の確保(JR西日本、あいの風とやま鉄道、 富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株) (略)	第9 代替交通手段の確保 (<mark>県観光・交通振興局、</mark> JR西日本、 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線)	県の主管部局 の追加 合併による削 除
第3節 鉄道災害復旧対策 第1 施設及び車両の復旧事業(JR西日本、あいの風とやま鉄 道、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株) (略) 第2 復旧予定時期の明示(JR西日本、あいの風とやま鉄道、	第1 施設及び車両の復旧事業(<mark>県観光・交通振興局、</mark> JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) 第2 復旧予定時期の明示(<mark>県観光・交通振興局、</mark> JR西日本、	県の主管部局 の追加 合併による削 除
第2 後にアた時期の明示(5 代四日本、めいの風とでは歌道、 富山地方鉄道、万葉線 <u>、富山ライトレール(株)</u> (略) 第5章~第6章 (略)	新2 後日7足時期の明が(<u>宗教ル・文通派英周、</u> 5 代四日本、 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線)	M2